

角田市第6次長期総合計画
地方創生総合戦略版
(2022 - 2026)

令和4年3月

角 田 市

～ 目 次 ～

第1章 全般的事項	1
第1節 背景・趣旨	1
第2節 位置づけ	1
第3節 対象期間	2
第2章 人口ビジョン	3
第1節 人口の現状分析	3
第2節 人口の将来展望	11
第3章 地方創生総合戦略版	18
第1節 基本的な考え方	18
第2節 基本的方向、具体的な施策等	20
基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする	20
1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現.....	20
1-2 安心して働ける環境の実現.....	22
基本目標2 地域とのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる	24
2-1 移住・定着の推進.....	24
2-2 地域とのつながりの構築.....	26
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	28
3-1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備.....	28
基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる 30	
4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保.....	30
基本目標5 多様な人材の活躍を推進する	42
5-1 多様なひとびとが活躍できる地域社会の実現.....	42
5-2 誰もが活躍する地域社会の推進.....	44

第1章 全般的事項

第1節 背景・趣旨

令和元（2019）年12月20日に、国では、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」（以下「国の長期ビジョン」という。）及び、令和2（2020）年度を初年度とする5か年の第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が閣議決定されました。国の第2期総合戦略においては、地方創生の目指すべき将来や対象期間における目標、施策の方向性等を策定するとともに、人口減少や東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すこととしています。

市町村においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づき、国の総合戦略及び「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされており、地方創生の充実・強化に向けて、切れ目ない取組みを進めることが求められています。

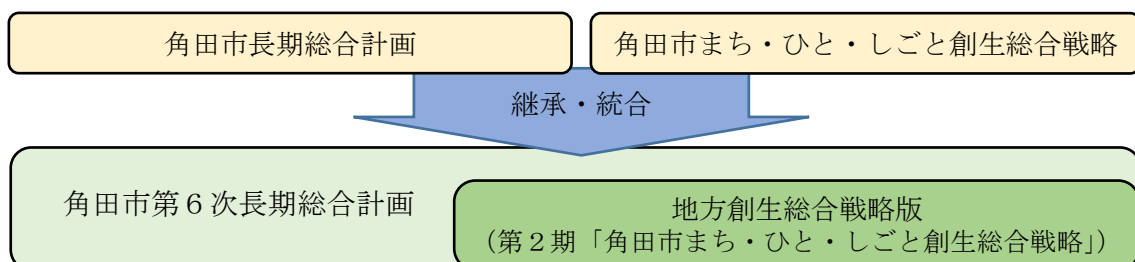
本市においては、平成28（2016）年1月に、第1期の「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口減少に歯止めをかけるため、地方創生の理念と「角田市第5次長期総合計画」において目標とする都市像を重ね合わせ、有機的な連携を図り、積極的な取組みを進めてきました。

これを踏まえ、令和4（2022）年度を初年度とする10か年の「角田市第6次長期総合計画」の策定にあたり、人口減少克服・地方創生を目的とする地方版総合戦略の推進が、本市が今後取り組むべき政策の根幹をなすものであるとの視点から、本市の人口ビジョンの見直しを図るとともに、「角田市長期総合計画」と「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる理念を継承・統合し、第2期の「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付け、引き続き一体的に取組みを推進していきます。

第2節 位置づけ

第2期「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく地方版総合戦略として、「角田市第6次長期総合計画」と一体的に策定するものです。

角田市第6次長期総合計画地方創生総合戦略版（以下「地方創生総合戦略版」という。）は、「角田市第6次長期総合計画前期基本計画」に掲げる分野別施策から、人口減少克服・地方創生に資する施策を選定し、国の総合戦略の体系を勘案して再構成したものです。



第3節 対象期間

1. 人口ビジョン

地方人口ビジョンは、国の長期ビジョンを踏まえ、長期の見通しを立てる必要があることから、令和47（2065）年までを対象期間とします。

2. 地方創生総合戦略版

「角田市第6次長期総合計画前期基本計画」の計画期間に合わせ、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までを対象期間とします。

年度	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
基本構想	10年間									
基本計画	5年間（前期）					5年間（後期）				
地方創生 総合戦略版	5年間									

第2章 人口ビジョン

第1節 人口の現状分析

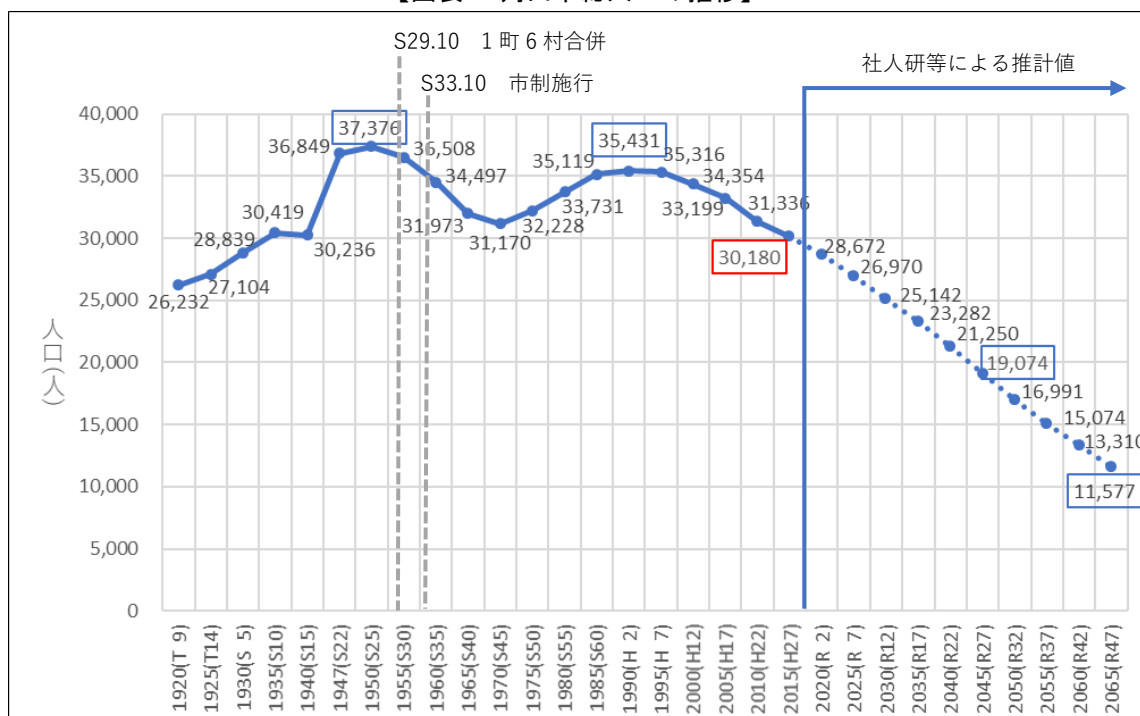
1. 人口動向分析

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、昭和10（1935）年に3万人を突破※1し戦後にかけて増加しましたが、都市部への労働力人口の流出を主因として、昭和25（1950）年の37,376人をピークに減少に転じました。その後、昭和50（1975）年以降は増加傾向で推移しましたが、平成7（1995）年以降は少子高齢化の進展により減少傾向が続いています。平成27（2015）年の人口は30,180人となり、直近ピークの平成2（1990）年（35,431人）と比較すると85.2%の水準にまで減少しています。

一方、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）及び社人研の推計方法に準拠した「まち・ひと・しごと創生本部」の推計によれば、本市の総人口は、令和2（2020）年以降も減少傾向が継続し、30年後の令和27（2045）年には19,074人（平成27（2015）年比63.2%）と2万人を割り込み、50年後の令和47（2065）年には11,577人（同年比38.4%）にまで減少するものと推計されています。

【図表1 角田市総人口の推移】



(注) 大正9（1920）年から昭和25（1950）年までは、昭和29（1954）年の合併前の町村である、角田町、枝野村、藤尾村、東根村、桜村、北郷村、西根村の合算値

出所：2015年までは「国勢調査」（総務省）

2020～2045年は「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（社人研）

2050年以降はまち・ひと・しごと創生本部による推計値

※1 本市は、昭和29（1954）年10月に角田町、枝野村、藤尾村、東根村、桜村、北郷村、西根村の1町6村が合併し誕生した新角田町が前身であるため、合併以前の人口は旧1町6村の合計値としている。

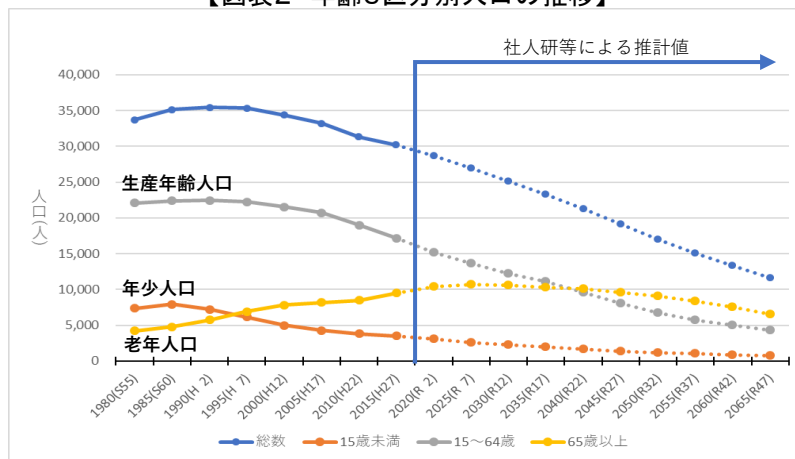
(2) 年齢3区分別人口の推移

生産年齢人口は平成7（1995）年まで横ばい傾向で推移した後、減少傾向となり、令和22（2040）年には老年人口を下回るものと推計されています。

年少人口は、平成2（1990）年から減少傾向で推移し、平成7（1995）年には老年人口を下回り、令和2（2020）年以降も一貫して減少していくものと推計されています。

老年人口は、一貫して増加傾向で推移し、令和12（2030）年以降は減少に転じますが、減少幅は生産年齢人口よりも小さく、令和47（2065）年には年少人口の約9.2倍（平成27（2015）年時点では約2.7倍）の水準になる見込みとなっています。

【図表2 年齢3区分別人口の推移】



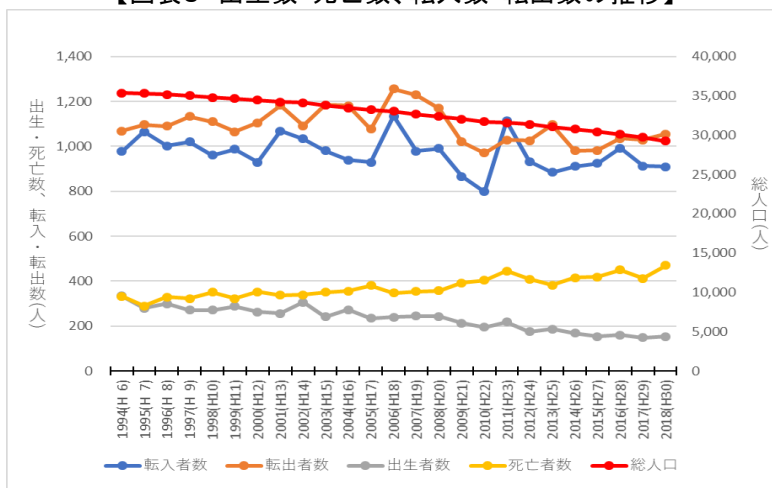
出所：2015年までは「国勢調査」（総務省）
2020～2045年は「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（社人研）
2050年以降はまち・ひと・しごと創生本部による推計値

(3) 出生・死亡、転入・転出の推移

自然増減（出生者数－死亡者数）については、平成6（1994）年以降一貫して死亡者数が出生者数を上回り自然減で推移し、年々死亡者数と出生者数の差が拡大傾向で推移しています。

社会増減（転入者数－転出者数）については、平成23（2011）年に東日本大震災の影響によって一時的に社会増に転じましたが、平成6（1994）年以降総じて転出者数が転入者数を上回る社会減で推移しています。社会減幅は平成28（2016）年までは全体的に縮小傾向で推移したものの、その後は拡大しています。

【図表3 出生数・死亡数、転入数・転出数の推移】



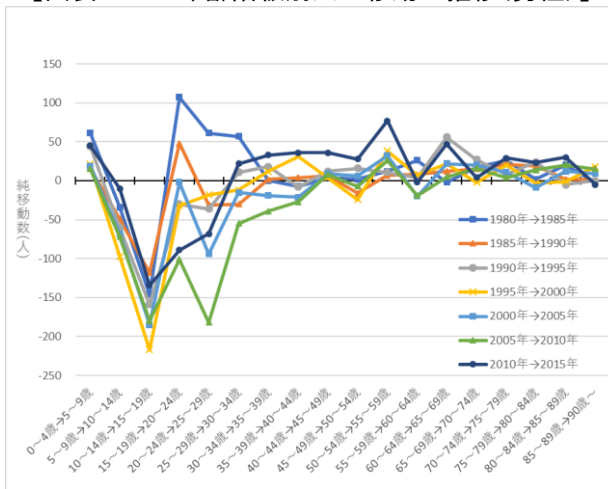
出所：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」（総務省）

(4) 男女別・年齢階級別の人口移動の状況

多少のバラつきはあるものの、10～20歳代は転出超過の傾向が強い状況となっています。特に、男女ともに10～14歳から15～19歳になるときの転出超過が多く、進学・就職に伴う転出の影響が続いているものと考えられます。

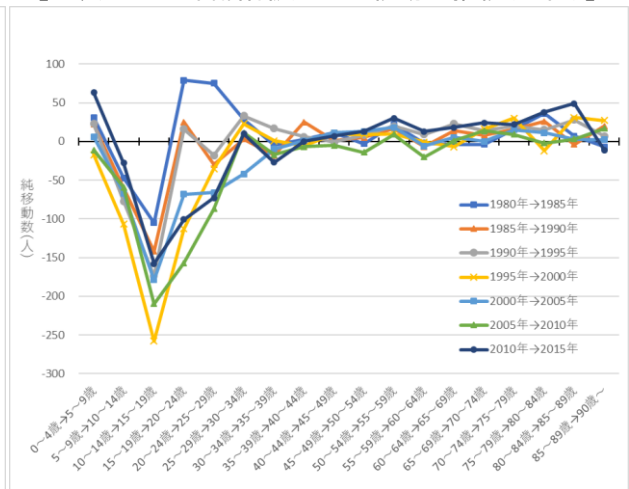
一方で、15～19歳から20～24歳になるときについては、「昭和60（1985）年→平成2（1990）年」まで転入超過となっていました、「平成2（1990）年→平成7（1995）年」頃から転出超過に転じ、その幅は拡大傾向で推移しています。これは本市に立地している大手工場の稼働時期に合わせて本市に居住する就業者数が変化してきたことが影響しているものと推察されます。

【図表4-1 年齢階級別人口移動の推移(男性)】



出所：「国勢調査」（総務省）

【図表4-2 年齢階級別人口移動の推移(女性)】



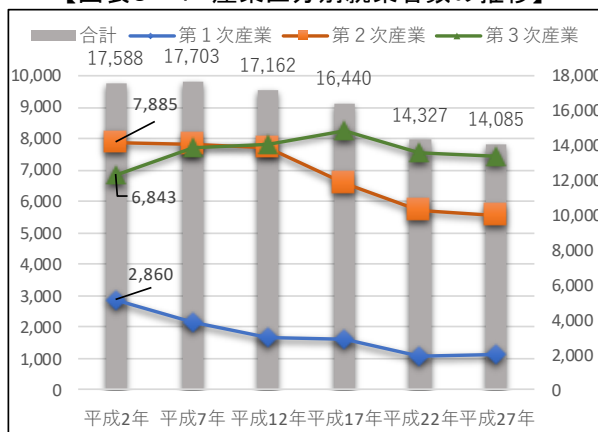
出所：「国勢調査」（総務省）

(5) 産業区分別就業者の状況

産業区分別就業者数は、平成2（1990）年から平成7（1995）年にかけて増加した後、減少傾向となりました（図表5-1）。

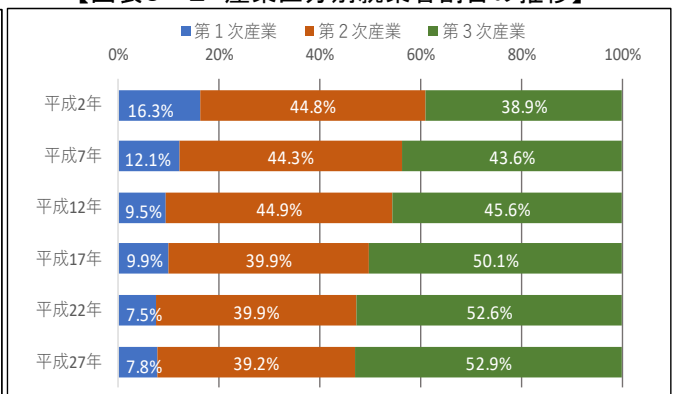
平成2（1990）年から平成27（2015）年にかけての就業者割合の推移をみると、第1次産業と第2次産業の割合が低下した一方で、第3次産業の就業者割合は大幅に上昇しました（図表5-2）。

【図表5-1 産業区分別就業者数の推移】



出所：「国勢調査」（総務省）

【図表5-2 産業区分別就業者割合の推移】



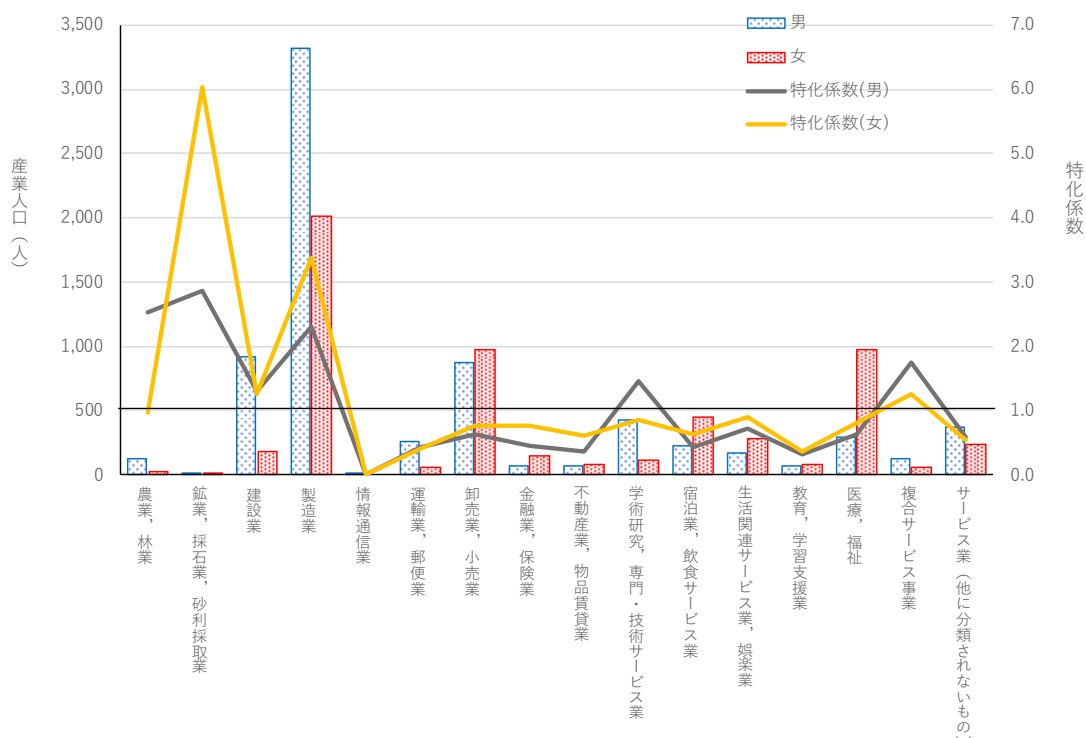
出所：「国勢調査」（総務省）

(6) 産業別従業者数の状況

本市の男女別産業別従業者数※₂は、男女ともに「製造業」が最も多く(男性 3,321 人、女性 2,016 人 計 5,337 人)、その他の産業の従業者数は、男性が「建設業」「卸売業・小売業」「学術研究、専門・技術サービス業」「サービス業(他に分類されないもの)」、女性が「卸売業・小売業」「医療・福祉」「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業・娯楽業」の順で多い状況となっています。

特化係数※₃の高い産業(従業者数 100 人超)は、男性が「農業・林業」(2.5)、「製造業」(2.3)、「複合サービス事業」(1.7)、女性は「製造業」(3.4)、「建設業」(1.3)、「生活関連サービス業、娯楽業」(0.9)となっています。

【図表6 産業別の従業者数と特化係数】



出所：「平成 28 年経済センサス」(経済産業省)

※₂ 従業者数とは、収入を伴う仕事に従事している者のことであり、自営業者及びその家族でその自営業に従事している者を含む。一方で、就業者とは、従業者に休業者を加えた者である。休業者とは、仕事を持ちながら調査中に仕事をしていなかった雇用者と自営業者のことである。

※₃ 特化係数は、例えば、ある自治体の産業別の従業者数等の構成比を全国等の平均構成比と比較し、その自治体がどの産業に特化しているかをみるための指標である。特化係数が 1.0 を超えていれば、その産業で生産される製品やサービスが域外に移出され、域外から収入をもたらすと考えることができる。

2. 将来人口の推計と分析

(1) 将来人口推計

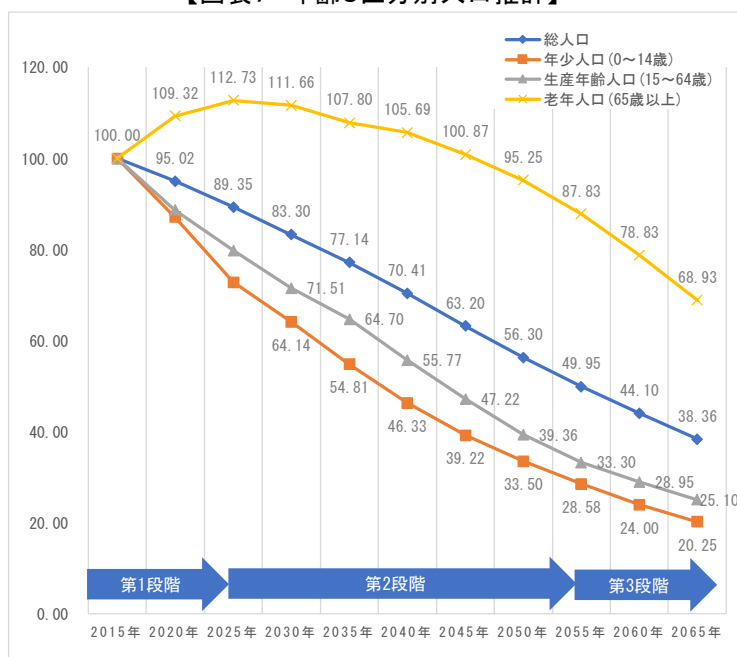
①人口減少段階の分析

将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）推計※₄ 準拠（パターン1））を活用して、「人口減少段階※₅」を分析します。

平成 27（2015）年の人口を 100 とした場合、老年人口は令和 7（2025）年まで増加する一方、年少人口及び生産年齢人口は減少基調が見込まれ、人口減少の第 1 段階にあります。

その後、老年人口も令和 7（2025）年を機に減少に転じ、人口減少の第 2 段階に移行するものと推計され、令和 37（2055）年以降は老年人口の減少ペースが増し、人口減少の第 3 段階に移行することが見込まれます。

【図表7 年齢3区分別人口推計】



(注)2015年の人口を100とし、各年の人口を指数化
国が提供するワークシートを用いて推計

※₄ 社人研による人口推計手法の概要は次のとおり。なお、この将来人口推計を「パターン1」とする。

- ・主に平成 22（2010）年から平成 27（2015）年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計。
- ・移動率は、足元の傾向が続くと仮定。

<出生に関する仮定>

- ・原則として、平成 27（2015）年の全国の子ども女性比（15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比）と各市区町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして令和 2（2020）年以降、市区町村ごとに仮定。

<死亡に関する仮定>

- ・原則として、55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と都道府県の平成 22（2010）年→平成 27（2015）年の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市区町村に対して一律に適用。60～64 歳→65～69 歳以上では、上述に加えて、都道府県と市区町村の平成 12（2000）年→平成 22（2010）年の生残率の比から算出される生残率を市区町村別に適用。

<移動に関する仮定>

- ・原則として、平成 22（2010）年～平成 27（2015）年の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、令和 22（2040）年以降継続すると仮定。
- ・なお、平成 22（2010）年～平成 27（2015）年の移動率が、平成 17（2005）年～平成 22（2010）年以前に観察された移動率から大きく乖離している地域や、平成 27（2015）年の国勢調査後の人口移動傾向が平成 22（2010）年～平成 27（2015）年の人口移動傾向から大きく乖離している地域、移動率の動きが不安定な人口規模の小さい地域では、別途仮定値を設定。

※₅ 一般的に人口減少は、「第 1 段階：老年人口の増加（総人口の減少）」「第 2 段階：老年人口維持・微減（減少率 0% 以上 10% 未満）」「第 3 段階：老年人口減少」の 3 つの段階を経て進行するとされている。

年齢3区分別人口の平成27（2015）年から令和27（2045）年の変化と老年人口の推移を考慮すると、本市の令和27（2045）年時点での人口減少段階は、第2段階にあるものと推測されます。

【図表8 人口減少段階】

分類	2015年	2045年	2015年を100とした場合の2045年の指数	人口減少段階
老年人口	9,515人	9,598人	100.87	2
生産年齢人口	17,149人	8,096人	47.21	
年少人口	3,516人	1,380人	39.25	

②人口増減状況の分析

パターン1（社人研推計準拠）を活用して、平成27（2015）年を100とした場合の、令和7（2025）年から令和27（2045）年にかけての本市の人口増減状況を分析します。

総人口は減少基調が継続し、令和27（2045）年時点では平成27（2015）年と比較して約60%の水準まで減少するものと推計されます。

【図表9 人口増減状況】

	2025年	2035年	2045年
2015年を100とした指数	89.35	77.14	63.20

(2) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

パターン1（社人研推計準拠）をベースに、次の2つのシミュレーションを行い、将来人口に及ぼす自然増減（出生、死亡）と社会増減（人口移動）の影響度を分析します。

【シミュレーション1】

- ・パターン1をベースに、合計特殊出生率※6が令和12（2030）年までに人口置換水準※7（2.1）まで上昇するものと仮定。
- ・人口移動に関する仮定をパターン1と同じとして、出生に関する仮定のみを変える。

【シミュレーション2】

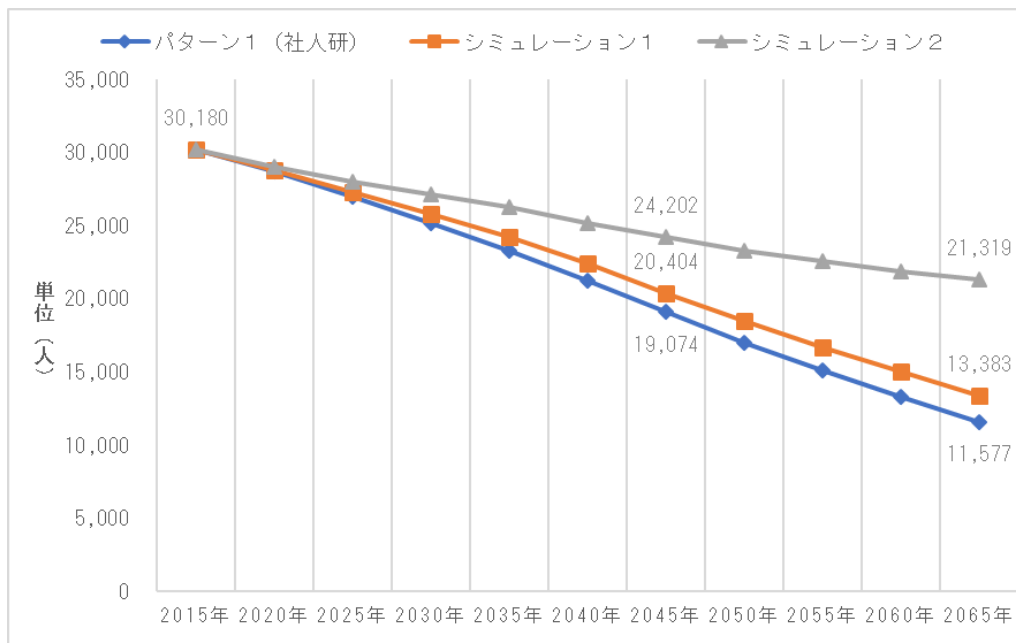
- ・パターン1をベースに、合計特殊出生率が令和12（2030）年までに人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ移動（純移動率※8）がゼロ（均衡）で推移するものと仮定。
- ・出生の仮定をシミュレーション1と同じとして、人口移動に関する仮定のみを変える。

①総人口の分析

令和27（2045）年の推計人口は、パターン1では19,074人、シミュレーション1は20,404人、シミュレーション2は24,202人と推計されます。

パターン1とシミュレーション1を比較すると、シミュレーション1が約1,300人多く、シミュレーション1とシミュレーション2を比較すると、シミュレーション2が約3,800人多い結果となっています。

【図表10 総人口の推計】



(注) 国が提供するワークシートを用いて推計

※6 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※7 人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。

※8 人口に占める転入超過数（転入者数－転出者数）の比率のこと。

②自然増減、社会増減の影響度の分析

パターン1とシミュレーション1を比較することで、将来人口に及ぼす出生の影響度（自然増減の影響度）を、シミュレーション1とシミュレーション2を比較することで、将来人口に及ぼす移動の影響度（社会増減の影響度）を分析します。

シミュレーション1による令和27（2045）年の総人口を、パターン1による令和27（2045）年の総人口で除して得られる数値は、仮に出生率が人口置換水準まで上昇した場合に30年後の人口がどの程度増加したものになるかを表しており、その値が大きいほど、出生の影響度が大きい（現在の出生率が低い）ことを意味します。

また、シミュレーション2による令和27（2045）年の総人口をシミュレーション1による令和27（2045）年の総人口で除して得られる数値は、仮に人口移動が均衡（人口移動がない場合と同じ）となったとした場合に30年後の人口がどの程度増加（又は減少）したものとなるかを表しており、その値が大きいほど、人口移動の影響度が大きい（現在の転出超過が大きい）ことを意味します。

本市の自然増減の影響度は「3」、社会増減の影響度は「3」であり、自然増減・社会増減ともに影響度が大きく、出生率の上昇や転入の増加（転出の減少）に寄与する施策に取り組むことが、有効であることがうかがえます。

【図表 11 自然増減、社会増減の影響度】

分類	計算方法	影響度 ^(注)
自然増減の影響度	シミュレーション1の2045年推計人口＝20,404(人) パターン1の2045年推計人口＝19,074(人) ⇒ 20,404(人)／19,074(人)＝107.0%	3
社会増減の影響度	シミュレーション2の2045年推計人口＝24,202(人) シミュレーション1の2045年推計人口＝20,404(人) ⇒ 24,202(人)／20,404(人)＝118.6%	3

(注) 自然増減の影響度については、図表11中の計算方法から得られる数値に応じて、次のとおり5段階に整理。
「1」＝100%未満、「2」＝100～105%、「3」＝105～110%、「4」＝110～115%、「5」＝115%以上の増加
社会増減の影響度については、図表11中の計算方法から得られる数値に応じて、次のとおり5段階に整理。
「1」＝100%未満、「2」＝100～110%、「3」＝110～120%、「4」＝120～130%、「5」＝130%以上の増加

第2節 人口の将来展望

1. 将来展望に必要な調査・分析

図表 12 は、宮城県内の市町村について、昼間の就業者数といえる「従業地※9での15歳以上就業者数」を夜間の就業者数といえる「常住地※10での15歳以上就業者数」で割った「昼夜間比率」が高い方から順番に並べたものです。

これをみると、大規模な工業団地を有している大衡村や大和町、東日本大震災による津波被害が大きかった女川町、南三陸町が上位を占めているなか、本市は35市町村中6番目と上位に位置しています。

本市では大手企業の工場立地が進んでいることにより、市外に居住しながら市内の企業に通勤している就業者の割合が他市町村と比較して多い傾向にあり、これが本市の人口動向における特徴であると考えられます。

このような本市の特徴を活かし、仕事と家庭の両立がしやすく、暮らしやすい居住環境の整備を進めるなど、本市を従業地とする市外居住者の本市への移住ニーズを取り込む施策を推進していく必要があります。

【図表 12 宮城県内市町村における15歳以上就業者の昼夜間比率(平成27(2015)年)】

	市町村	常住地での15歳以上 就業者数(夜間の 就業者数) (人)A	従業地での15歳以上 就業者数(昼間の 就業者数) (人)B	昼夜間比率 B/A × 100
1	大衡村	2,951	7,335	248.6
2	女川町	3,388	5,362	158.3
3	大和町	13,990	17,742	126.8
4	南三陸町	6,244	6,919	110.8
5	仙台市	479,339	529,243	110.4
6	角田市	14,408	15,541	107.9
7	石巻市	67,457	71,940	106.6
8	七ヶ宿町	612	648	105.9
9	気仙沼市	29,098	30,399	104.5
10	岩沼市	21,116	21,680	102.7
11	村田町	5,658	5,794	102.4
12	蔵王町	6,165	6,231	101.1
13	大郷町	4,172	4,072	97.6
14	栗原市	33,661	32,628	96.9
15	大崎市	65,942	62,994	95.5
16	山元町	5,678	5,410	95.3
17	白石市	16,667	15,864	95.2
18	加美町	12,266	11,545	94.1
19	登米市	41,964	38,531	91.8
20	名取市	35,534	31,635	89.0
21	大河原町	11,200	9,854	88.0
22	川崎町	4,755	4,135	87.0
23	涌谷町	8,169	6,995	85.6
24	塩竈市	24,609	20,906	85.0
25	色麻町	3,827	3,228	84.3
26	柴田町	17,946	14,797	82.5
27	丸森町	6,704	5,220	77.9
28	多賀城市	29,462	22,167	75.2
29	東松島市	18,562	13,938	75.1
30	松島町	6,755	5,034	74.5
31	美里町	12,192	8,984	73.7
32	利府町	17,643	12,839	72.8
33	巨理町	16,137	11,460	71.0
34	富谷町	25,009	15,152	60.6
35	七ヶ浜町	8,647	3,657	42.3

出所：「国勢調査」(総務省)

※9 就業者が従業している場所をいう。

※10 各人が同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、又は3か月以上にわたって住むことになっている場所をいう。

2. 目指すべき将来の方向

今後の本市の将来人口を展望するにあたっては、人口の現状分析で把握した課題等及び将来展望に必要な調査・分析を踏まえ、国の長期ビジョン及び宮城県の「今後想定される社会の変化と将来人口の見通し」（以下「県の人口ビジョン」という。）を勘案し、本市の人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向として、次の3つの方向性を提示します。

○人口流出の抑制と移住・定住の推進

若年層の転出超過の傾向が顕著に表れていることを踏まえ、地域産業の振興や企業立地の促進により質の高い雇用を確保するとともに、関係人口^{※11}の創出や学生等の地方定着の促進によりU I Jターン^{※12}を進めることで、特に若者の流出抑制と移住・定住の推進を図ります。

○若い世代が暮らしやすい地域づくりの推進

出生数が減少し続け、自然減幅が拡大傾向にあることから、将来にわたって安定した人口構造と人口規模を維持していくため、妊娠前から子育て期までの切れ目のない子育て支援施策の充実や仕事と家庭の両立しやすい環境づくりなど、子どもを産み育てやすい環境を整えることで、若い世代が安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

○地域資源を活用した持続可能なまちづくりの実現

人口減少が不可避である現実を踏まえ、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応していくため、地域で活躍する人材の育成と活躍できる環境の整備に取り組み、市民と行政が協力して地域課題を解決することができる環境を整えるとともに、本市の魅力的な地域資源を活用した賑わいの創出と地域経済の活性化を図ることにより、活力にあふれた、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

※11 その土地に住んでいる「定住人口」や観光などで訪れた「交流人口」ではなく、居住地と離れた地域を行き来して地域の人々と多様に関わる人々のこと。

※12 Uターンは地方出身者が再び出身地に移り住むこと、Iターンは都市で育った者が地方に移り住むこと、Jターンは地方出身者が出身地には戻らず出身地に近く利便性の高い地方都市などに移り住むことをいう。

3. 人口の将来展望

目指すべき将来の方向を踏まえ、本市の人口の将来を展望します。

具体的には、出生率や移動率の仮定値を設定し、複数のパターンにより令和 47 (2065) 年までの将来人口を推計しました。

(1) 出生率・移動率の仮定値による将来人口の推計

目指すべき将来の方向、国の長期ビジョン及び県の人口ビジョンにおける推計条件等を踏まえ、合計特殊出生率及び純移動率について、次のとおり仮定値を設定しました。

【図表 13 将来人口の推計パターン】

推計パターン		合計特殊出生率	純移動率
A	パターン 1 (社人研推計準拠)	社人研推計に準拠 ・平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年の動向を勘案し仮定 仮定値幅：1.39～1.41	社人研推計に準拠 ・平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年の動向を勘案し仮定 仮定値幅：-0.004～-0.009
B	シミュレーション 1 (出生率人口置換水準、移動率社人研準拠)	将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度分析に使用したシミュレーションに準拠 ・現状から徐々に上昇し、令和 12 (2030) 年までに人口置換水準程度 (2.1) まで達し、その後は同水準を維持するものと仮定	将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度分析に使用したシミュレーション及び県の人口ビジョンに準拠 ・令和 2 (2020) 年より移動が均衡する (移動率がゼロとなる) ものと仮定
C	シミュレーション 2 (出生率人口置換水準、移動均衡)		
D	独自推計 1 (出生率国の長期ビジョン準拠、移動均衡)	国の長期ビジョンに準拠 ・現状から徐々に上昇し、令和 12 (2030) 年から国民希望出生率 ^{※13} の 1.8、令和 22 (2040) 年から人口置換水準の 2.07 まで達し、その後は同水準を維持するものと仮定	
E	独自推計 2 (出生率県の人口ビジョン準拠、移動均衡)	県の人口ビジョンに準拠 ・現状から徐々に上昇し、令和 12 (2030) 年に 1.6、令和 17 (2035) 年に国民希望出生率の 1.8、令和 22 (2040) 年に人口置換水準の 2.07 に達し、その後は同水準を維持するものと仮定	
F	独自推計 3 (出生率、移動率ともに角田市独自設定)	国民希望出生率を目標 ・令和 2 (2020) 年については平成 27 (2015) 年実績値と同水準とする。その後徐々に上昇し令和 17 (2035) 年に 1.6、令和 22 (2040) 年に国民希望出生率 1.8 に達し、その後は同水準を維持するものと仮定	社人研推計値の一定割合 ・平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年の動向を勘案し仮定された社人研の推計値の一律 0.5 倍と仮定

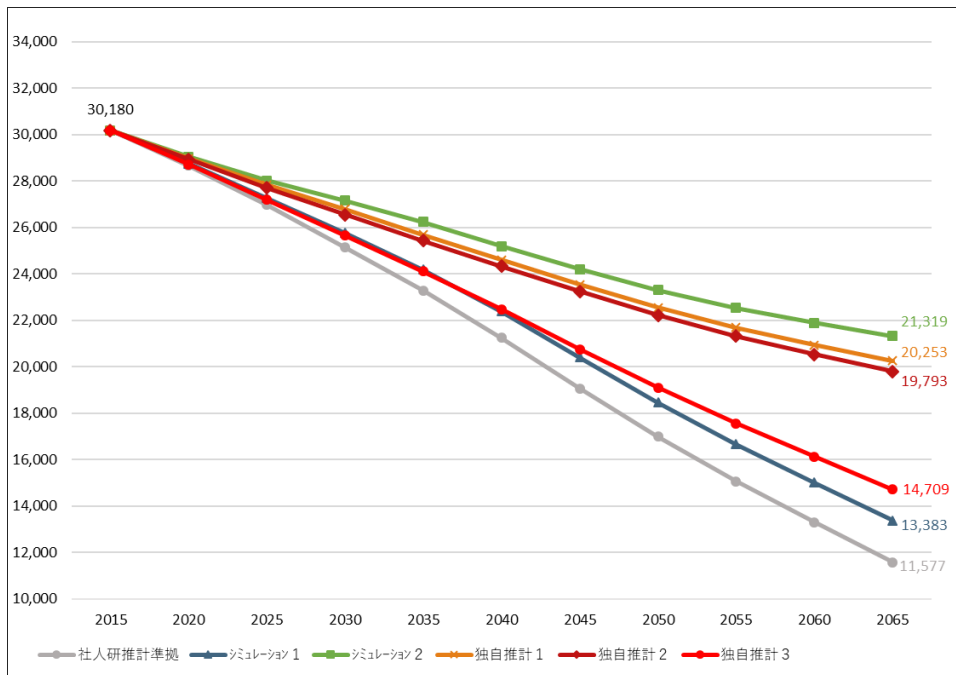
※13 若い世代の結婚や出産の希望がなくなったときの出生率の水準のこと。

①総人口

図表 13 の仮定に基づく総人口の推移は図表 14 のとおりです。

すべての推計パターンについて一貫して人口が減少していくものと推計されます。推計パターン別の令和 47（2065）年時点の人口推計値をみると、A：社人研推計準拠が最も人口減少幅が大きく 11,577 人まで減少するものと推計され、C：シミュレーション 2 が 21,319 人と人口減少スピードは最も緩やかなものと推計されます。また、D：独自推計 1 では総人口 20,000 人を確保し、E：独自推計 2 では 20,000 人を若干下回るものと推計されます。F：独自推計 3 では 15,000 人を若干下回るものと推計されます。

【図表 14 推計パターン別総人口の推移】



②年齢 3 区分別人口

図表 13 の仮定に基づく年齢 3 区分別人口とその割合の推移は図表 15 のとおりです。

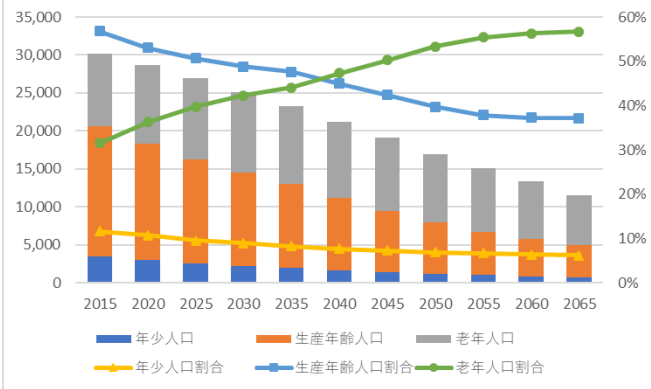
年齢 3 区分別人口の割合の推移をみると、A：社人研推計準拠では、年少人口と生産年齢人口の割合は一貫して低下する一方、老年人口割合は上昇し続け、令和 22（2040）年に生産年齢人口を上回るものと推計されます。B：シミュレーション 1 についても、同様の動きとなるものが推計されますが、その動きは A：社人研推計準拠よりも緩やかなものとなっています。

C：シミュレーション 2、D：独自推計 1 及び E：独自推計 2 については、同様の動きを示し、老年人口割合は令和 12（2030）年をピークとして上昇から低下に転じる一方、生産年齢人口割合は令和 27（2045）年もしくは令和 32（2050）年をボトムとして低下から上昇に転じるものと推計されます。年少人口は概ね上昇傾向で推移するものと推計されます。

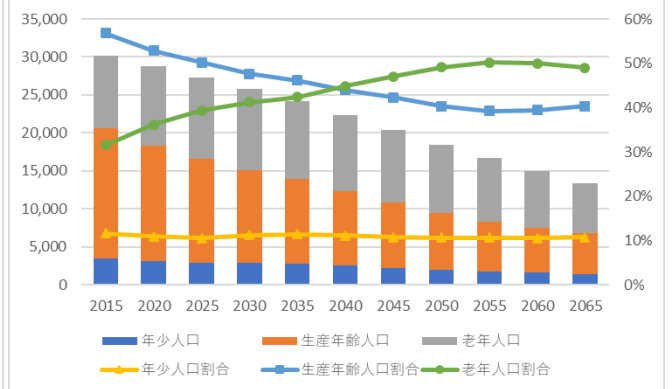
F：独自推計 3 では、生産年齢人口割合は一貫して低下し、令和 32（2050）年以降は老年人口割合と同水準で推移するものと推計されます。一方、年少人口割合は令和 32（2050）年までは横這い傾向で推移しますが、その後は低下するものと推計されます。

【図表 15 推計パターン別年齢3区分別人口とその割合の推移】

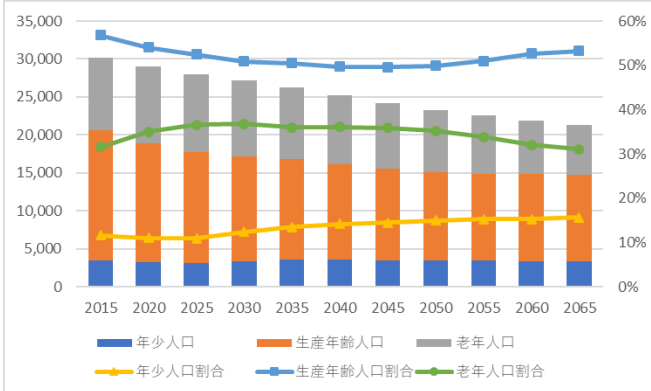
A: 社人研推計準拠



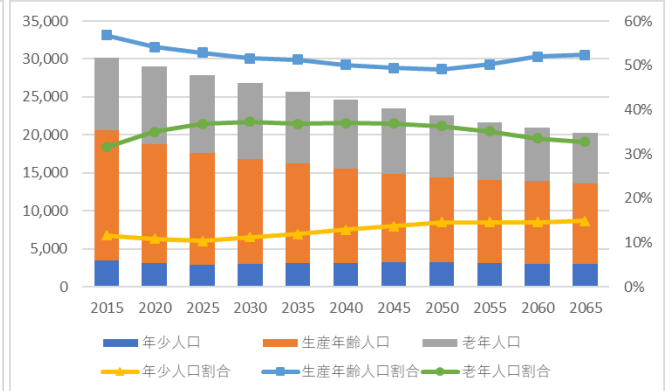
B: シミュレーション1



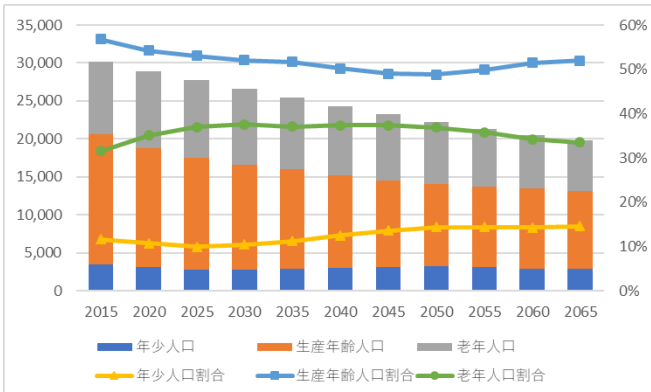
C: シミュレーション2



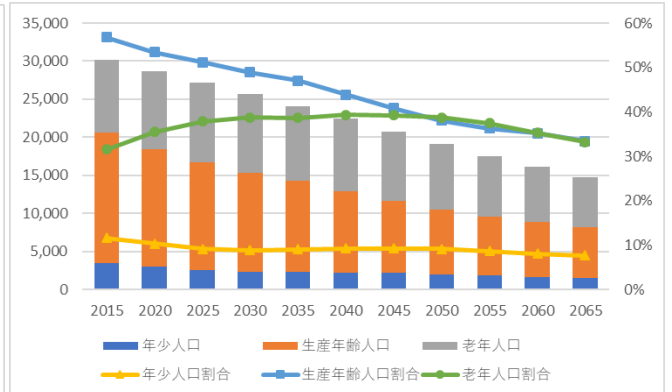
D: 独自推計1



E: 独自推計2



F: 独自推計3



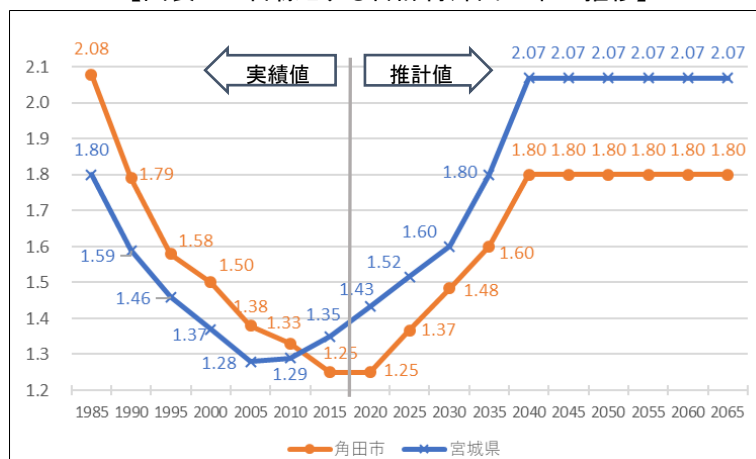
(2) 目指すべき将来人口

① 目指すべき合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率が宮城県よりも低位な現状を踏まえると、県の人口ビジョンの目標値である人口置換水準 2.07 を目指すことは困難であることから、本市では県の人口ビジョンの目標値に遅行するかたちで上昇させ、国民希望出生率である 1.80 を目指すものとし、F：独自推計 3 の合計特殊出生率を本市の目標とします。

この目標値を達成するために、本市では、結婚・出産・子育て支援や仕事と子育ての両立などの取組みを行うことにより、段階的な合計特殊出生率の上昇を目指します。

【図表 16 目標とする合計特殊出生率の推移】



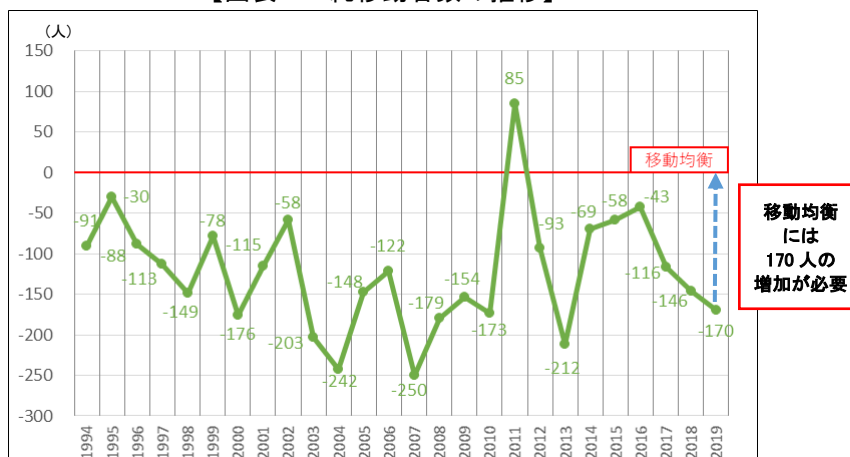
出所：2015年までは「人口動態保健所・市区町村別統計」（厚生労働省）

② 目指すべき純移動率

図表 17 のとおり、本市の社会増減は若年層が大学進学や就職時に市外へ流出する傾向が強いことを主因として社会減の傾向が拡大しており、本市では県の人口ビジョンの目標である移動均衡（純移動率ゼロ）を目指すことは極めて困難な状況となっています。

しかしながら、本市においても、既存産業の振興と質の高い雇用の創出による新卒者の流出抑制と市内企業への就職促進や、関係人口の拡大によるU I J ターン促進などの政策努力により、社人研推計値の人口流出による人口減少を半減させることを目指すものとし、F：独自推計 3 の純移動率を本市の目標とします。

【図表 17 純移動者数の推移】

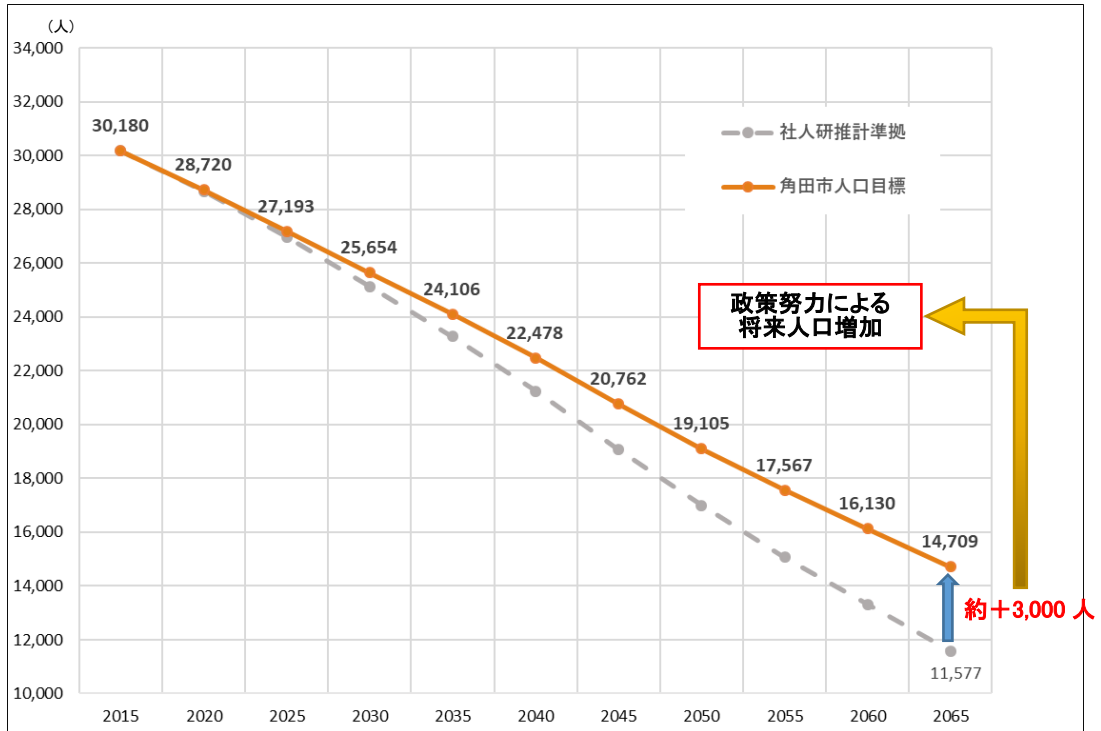


出所：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」（総務省）

③将来人口の目標値

前述の目指すべき合計特殊出生率及び純移動率に基づき、F：独自推計3による推計値を本市の目指すべき将来人口の目標値とし、令和47（2065）年時点で社人研推計値よりも3,000人程度多い人口15,000人の確保を目指します。

【図表 18 目標とする将来人口の推移】



第3章 地方創生総合戦略版

第1節 基本的な考え方

1. 策定の趣旨

第2期「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく地方版総合戦略として、人口ビジョンで設定した将来人口の目標値を踏まえ、「角田市第6次長期総合計画」と一体的に策定するものです。

「角田市第6次長期総合計画前期基本計画」に掲げる分野別施策から、人口減少克服・地方創生に資する施策を選定し、「地方創生総合戦略版」として、国の総合戦略の体系を勘案して再構成し、政策分野ごとに施策の基本的方向と具体的な施策をまとめています。

2. 計画期間

第2期「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方創生総合戦略版）の計画期間は、「角田市第6次長期総合計画前期基本計画」との整合性を図るため、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までとします。

3. 政策目標の設定と効果検証の仕組み

地方創生総合戦略版では、国の総合戦略を勘案し、政策分野ごとに目標年次の基本目標と、その成果に係る数値目標を設定しています。

また、基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向と具体的な施策を掲げ、各施策の効果を客観的に検証するための重要業績評価指標（以下「K P I ※14」という。）を設定しています。

地方創生総合戦略版の推進にあたっては、「角田市第6次長期総合計画」の進行管理を基礎として、数値目標及びK P Iの進捗状況を確認するとともに、外部有識者を含む検証機関や議会等による検証を実施し、定期的、多角的な評価を行うことにより、P D C Aサイクル※15に基づいた効果検証を行います。

※14 Key Performance Indicator の略称で、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握する指標のこと。

※15 計画に基づく実行過程で継続的に改善するために、PLAN=計画 → DO=実行 → CHECK=評価 → ACTION=改善の4段階の取組みによって逐次業務改善を行う手法のこと。

4. 政策の基本目標

国の総合戦略及び宮城県の総合戦略としても位置付けられている「新・宮城の未来ビジョン」を勘案するとともに、人口ビジョンを踏まえ、5つの基本目標を次のとおり定め、「角田市第6次長期総合計画」と一体的に施策を推進します。

基本目標 1	稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
基本目標 2	地域とのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる
基本目標 3	結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標 4	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
基本目標 5	多様な人材の活躍を推進する

5. SDG s の推進

SDG s ※16 は、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むもので、17 の目標と、これを達成するための 169 のターゲットを掲げています。



資料：外務省国際協力局地球規模課題総括課（令和2年6月）

本市においては、SDG s を「角田市第6次長期総合計画」の理念や施策に反映することで、少子高齢化・人口減少の影響や社会インフラ施設の老朽化などに対応しつつ、地域の強みと資源をフル活用した持続可能なまちづくりを進めていくこととしています。

このため、「角田市第6次長期総合計画」と一体的に施策を推進する地方創生総合戦略版においても、同様の考え方のもと、SDG s を原動力とした地方創生を推進します。

※16 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成27）年に国際連合で採択された世界共通の目標のこと。

第2節 基本的方向、具体的な施策等

基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

人口減少が進行し、まちの規模が縮小していく中、持続可能なまちづくりを実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、魅力的なしごと・雇用機会を創出し、誰もが安心して働けるようにすることが重要です。

このため、本市においては、地域資源を活かした付加価値の高い地域産業の育成・支援を行うとともに、既存企業への支援や企業立地の促進等により、質の高い雇用の創出を図ります。あわせて、誰もが安心して働けるようにするため、属性を問わない安定した雇用の場の確保を図るとともに、特に女性が働きやすい魅力的な就業環境づくりに取り組めます。

【数値目標】

指標	現状値	目標値 (令和8 (2026) 年度)
農業産出額	560 千万円 (令和元 (2019) 年)	588 千万円
誘致企業数 【令和4年度～令和13年度累計】	—	2社

1-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

(1) 地域資源・産業を活かした稼げる地域づくり

【基本的方向】

本市における基幹産業のひとつである農業について、多様な形態の農業経営体が活躍する農村地域を目指し、農業を将来にわたり持続的に継承していくため、農業経営の複合化や高収益作物の導入支援を行うなど、農業所得の向上に取り組めます。

また、新たな産業用地を造成し、企業誘致を推進するとともに、地域資源とのマッチングを図った創業支援を行うなど、雇用の場の確保と地場産業の活力向上に資するまちづくりを行います。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
3章-1節-1項 安全・安心な農畜 産物の生産	・大規模な企業的経営をはじめ、家族経営や副業としての農業など、多様な形態の農業経営体が活躍する農村地域を目指し、各経営体の取組みに適した支援に努めます。
	・農業従事者の高齢化や担い手農家の減少を補完するため、ICTを活用したスマート農業技術の導入を支援します。
	・農業経営の複合化や高収益作物の生産拡大を図るため、施設利用型農業や6次産業化などの推進に努めます。

分野別施策	施策の内容
3章－1節－1項 安全・安心な農畜 産物の生産	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型農業の推進により、農業者の耕畜連携による環境にやさしい安全・安心な農畜産物の生産を引き続き支援するとともに、有機農業をはじめとした環境負荷の軽減に資する技術を活用した持続可能な農業の振興に努めます。 ・近年多発する災害や病害虫、家畜伝染病等による農林畜産業への被害対策を講じるとともに、セーフティネットへの加入などを推進し、安定した経営が行われるよう支援します。
3章－1節－2項 地域農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う農業者の確保を目的に、親から子への事業継承と、市内外の意欲ある就農希望者を受け入れるため、第三者継承を含めた新規就農者の就農支援に取り組みます。 ・角田市農業振興公社や担い手農業者等と連携しながらサポート体制を整備し、新規就農者の確保、就農支援を推進します。
3章－1節－3項 農業生産基盤の充 実	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産力を支える重要な役割を担う農業用の水利施設や排水施設が、その機能を最大限発揮できるよう、江尻排水機場などの機能強化と、老朽化が進行する施設の更新や長寿命化に取り組みます。 ・生産コストの低減や農地の有効活用、農産物生産の多様化などを図ることを目的に、農地の大区画化や汎用化、排水改良などのほ場整備を支援し、担い手農家への農地集積・集約化や、耕作放棄地の発生防止に取り組みます。 ・農業の生産性向上、農村集落の生活環境向上及び森林資源の保全と活用のため、農道・水路・林道等の維持管理の充実を図ります。 ・農地法に基づく、農地の利用状況調査、利用意向調査により、担い手への農地集積の促進を図るとともに、遊休農地の解消に向けた再生・利用を推進します。
3章－1節－4項 森林資源の有効活 用	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度を活用し、木材として利用可能な時期を迎えている森林の適切な経営管理が行われるよう、市が森林所有者から経営管理権を取得し、自ら経営管理を行ったり、経営管理実施権を民間事業者に設定するなどの措置を講じ、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化を進めるとともに、災害防止や地球温暖化防止などの森林の公益的機能の維持増進に努めます。 ・森林法による伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項に基づき、適切な森林整備や、林地の活用がなされるよう管理・指導し、持続的な森林経営が行われるよう努めます。
3章－2節－1項 商店街活性化の支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・商工団体が行う経営改善や地域活性化事業を支援し、事業者の経営強化を図ります。 ・商業の担い手の育成のため、事業承継者、新規参入者の開業に向けた支援と受け入れ体制づくりを進めます。 ・空き店舗の活用を図るため、新規創業者の確保と創業時の支援に取り組みます。
3章－2節－2項 企業立地の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営基盤の充実による体質強化を図るため、運転・設備投資資金の融資、保証料補給などにより、安定した経営を支援します。

分野別施策	施策の内容
3章－2節－2項 企業立地の振興	・新たな産業用地の確保に努め、企業誘致を促進します。
	・企業立地奨励金による優遇措置により、誘致企業の新築や増築の誘導を図ります。
	・誘致企業等との情報交換・交流を積極的に行い、誘致企業の動向を捉えることにより支援を図ります。
	・企業訪問や企業立地セミナーなどを通して、企業誘致に向けた立地環境や企業立地優遇制度のPR活動に積極的に取り組みます。
	・廃校舎の利活用について、関係部署と連携しながら情報発信を行い、企業誘致を促進します。
3章－2節－3項 安定した雇用の確保	・創業を支援する推進体制を構築し、地域資源を活用した起業や起業意欲を喚起するサポート制度の充実を図ります。
	・新規起業家、事業継承者の育成を図るための助成制度を構築します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
新規就農者数 【令和4年度～令和13年度累計】	－ 人	10 人
基幹水利施設整備事業の進捗率	17.0 %	96.0 %
農地整備事業（尾袋川東地区等）の進捗率	0.0 %	52.0 %
再生利用可能な農地面積（1号遊休農地面積）	25.1 ha	22.2 ha
森林経営管理制度を活用した森林整備（間伐等）実施面積【累計】	0 ha	90 ha
空き店舗の活用数【累計】	1 店舗	2 店舗
創業支援等事業計画に基づいた新規起業家数【累計】	5 人	8 人

1－2 安心して働ける環境の実現

(1) 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

【基本的方向】

女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが就業しやすい環境づくりに取り組むとともに、特に、人口流出の抑制等も踏まえた、女性の就業促進や若者向けの安定した雇用の場の確保を図ります。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
3章－2節－3項 安定した雇用の確保	・職業訓練の場の確保と指導体制の確立を進めます。
	・地元企業や高校、労働関係団体との連携のもと、新規学卒者や高齢者・障害者の雇用の確保、就労機会の拡充に取り組みます。
	・公共職業安定所等と連携して、労働環境の向上に向けた雇用情報、各種相談体制の拡充を図ります。
	・保育所や子育て支援センター、地域の子育てに関わる機関・団体との連携により、働きながら子育てができる環境整備に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値 (令和8（2026）年度)
本市在住高校新卒者（就職希望者）の 市内事業所への就職率	35.6 %	36.0 %

基本目標 2 地域とのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる

加速する人口流出に歯止めをかけ、地域の人口規模を可能な限り維持していくためには、本市への新しいひとの流れを創り出すとともに、魅力ある学びの場の創出等により若者の定着を促進することが有効であると考えられます。

このことから、本市においては、若年層の転出超過の傾向が顕著に表れていることを踏まえ、企業立地の促進等により雇用の場を確保するとともに、将来的な移住も見据えた関係人口の創出や学生等の地方定着の促進を図ることで、特に若者の移住・定着を促進します。

【数値目標】

指標	現状値	目標値 (令和 8 (2026) 年度)
誘致企業数 【令和 4 年度～令和 13 年度累計】	—	2 社

2-1 移住・定着の推進

(1) 地方移住の推進

【基本的方向】

企業の地方拠点強化の流れなども踏まえ、産業用地を確保し、新たな企業の誘致を促進することで、雇用の場を確保し、働く世代の移住・定着を促します。

また、若い世代を中心に地方移住への関心が高まってきていることから、そのニーズ等を的確に捉え、移住に関連する情報を積極的に発信するとともに、移住希望者に対する支援を行います。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
3 章-2 節-2 項 企業立地の振興	・新たな産業用地の確保に努め、企業誘致を促進します。
	・企業立地奨励金による優遇措置により、誘致企業の新築や増築の誘導を図ります。
	・誘致企業等との情報交換・交流を積極的に行い、誘致企業の動向を捉えることにより支援を図ります。
	・企業訪問や企業立地セミナーなどを通して、企業誘致に向けた立地環境や企業立地優遇制度の P R 活動に積極的に取り組みます。
	・廃校舎の利活用について、関係部署と連携しながら情報発信を行い、企業誘致を促進します。
3 章-2 節-3 項 安定した雇用の確保	・企業の本社機能移転などを誘導して、雇用機会の拡大に努めます。

分野別施策	施策の内容
3章－2節－3項 安定した雇用の確保	・宮城県や関係部署と連携して情報を発信し、U I J ターン者の移住支援を行います。
6章－2節－1項 快適な居住環境づくり	・多様なニーズに柔軟に対応するため、適宜制度の見直しを行いながら、「結婚新生活支援事業」を推進します。

【重要業績評価指標（K P I）】

指標	現状値	目標値 (令和8（2026）年度)
企業立地優遇制度の適用企業数 【令和4年度～令和13年度累計】	－ 社	2 社
創業支援等事業計画に基づいた新規起業業者数【累計】（再掲）	5 人	8 人

(2) 若者の地方定着の促進

【基本的方向】

地域を知り、地域への親しみを持つことが、将来的なUターンや、地域の将来を支える人材の確保につながる可能性があることから、小学校・中学校・高等学校を通して、地域の持つ魅力を知り、郷土への愛着や誇りを醸成する学びの場を創出するとともに、そのための教育環境づくりに取り組みます。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
2章－2節－3項 学童保育・子どもの遊び場の充実	・自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などの様々な地域活動を通じて、子どもたちの郷土愛や情操を養うことに努めます。
3章－2節－3項 安定した雇用の確保	・近隣自治体との共催による企業情報ガイダンスの実施により、高校新卒者の地元企業採用機会の拡充を図ります。
4章－2節－1項 継続的なつながりの確保	・グリーンフィールド市との姉妹都市交流事業により、市内の中・高校生に国際的な視野とコミュニケーション能力を高める機会を提供します。
5章－1節－1項 学力・心・体の育成	・豊かな心と広い視野、健やかな体を持った児童生徒を育成するため、宇宙教育の推進やICTを活用した学習環境、保健体育や部活動の充実により、未来社会に対応できる創造性豊かでたくましい児童生徒の育成を図ります。
	・地域と連携しながら特色ある体験活動や交流活動等を実施するとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度を導入し、地域の声を取り入れた開かれた学校経営を目指します。

分野別施策	施策の内容
5章－1節－1項 学力・心・体の育成	・将来を担う世代が、オープン・ファクトリーによる地元企業やJAXAの技術や取組みを学ぶ環境づくりを行うなど、地域の持つ魅力を知り、郷土への愛着や誇りを持つことができる仕組みづくりを行います。
5章－1節－2項 時代の要請に応える教育環境の整備	・一人一台端末環境に対応したゆとりある机や教室など、時代の要請に応えた設備・施設の整備・改修を進めます。
5章－2節－1項 生涯学習の充実	・地域の多様な主体が連携・協力しながら、子どもたちの体験活動等の充実を図り、幼児期における教育の質の向上、家庭・地域の教育力の向上、地域学校協働活動の推進を図ります。
	・幼児教育から小学校・中学校・高等学校を通した「(仮)地域探究プログラム」を実施することにより、将来を担う世代の「知りたい」気持ち(探究心)を刺激し、地域を知ることによって郷土愛を醸成するとともに、地域での活動を通じた実体験に基づく若い世代の市民力の醸成を推進します。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
本市在住高校新卒者(就職希望者)の市内事業所への就職率(再掲)	35.6%	36.0%
コミュニティ・スクールの設置校数【累計】	0校	1校
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童の割合	49.5%	55.0%
ICT機器を意見交換や調べるために週1回以上使用した中学生の割合	27.9%	70.0%

2-2 地域とのつながりの構築

(1) 関係人口及び資金の流れの創出・拡大

【基本的方向】

地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた地域との縁を持つ人材は、地方に移住し、地域の課題解決・魅力向上に寄与することも期待されます。そのため、地域の魅力を発信するとともに、本市出身者や本市に関心を寄せている人とのつながりを構築・発展させる仕組みづくりを行うことにより、関係人口の創出・拡大に取り組みます。

また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税についても、個人や企業と地域の連携を強化し、つながりを構築することが期待できることから、引き続き、積極的な活用を図ります。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
4章－2節－1項 継続的なつながり の確保	・角田市の持つ地域特性を活かし、その魅力を市外に発信することで、角田市を知り、角田市と関わる人を増やします。角田市そのものや、角田市での活動に興味を持つ人を増やす仕組みづくりを行うことで、関係人口の創出を図ります。
	・RESASを活用して地域課題の調査・分析を行うとともに、その結果をもとに地域と継続的なつながりを持つ機会やきっかけを提供する仕組みづくりに取り組みます。
	・地域資源を活用した様々な体験・交流を提供し、関係人口への発展に寄与するため、各種団体との連携を強化します。
	・国内交流では、小学生の農村体験などを通じて、交流の機会を提供します。
7章－2節－1項 効率的な行政経営 を目指して	・収納対策による税収等の確保はもとより、ふるさと納税、企業版ふるさと納税及び未利用公有資産売却等による税外収入（臨時的収入）の確保にも努め、稼ぐ市役所を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値 (令和8（2026）年度)
交流人口	1,072,935 人	1,700,000 人

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

本市の出生数は減少が続いており、平成27(2015)年時点の合計特殊出生率は1.25と、宮城県の1.35を下回っています。こうした状況の中、本市が将来にわたって安定した人口構造と人口規模を維持していくためには、結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や子育てと仕事の両立のしにくさなどの要因の解消に努め、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することが必要です。

このため、本市においては、妊娠前から子育て期までの切れ目のない子育て支援施策の充実や仕事と子育ての両立しやすい環境づくりなどにより、子どもを産み育てやすい環境を整えることで、若い世代が安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

【数値目標】

指標	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	89.6% (令和2(2020)年度)	91.4%

3-1 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

(1) 子育て支援の推進

【基本的方向】

若い世代が希望通りに妊娠・出産し、子育てができるよう、子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、子育て世代包括支援センターの充実及び子ども家庭総合支援拠点の整備・充実を図り、妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を行います。

また、仕事と子育てを両立でき、安心して子どもを産み育てられるよう、関係機関との連携・協力により、子育てサポート体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
2章-1節-2項 疾病・感染症予防の推進	・乳幼児健康診査や相談を通して疾病の早期発見と親子の健康維持につなげる取組みを進め子どもの健康を確保します。
2章-2節-1項 子育て支援の推進	・子育て支援の相談拠点を活用し、子育て支援の専門職員による相談機能の充実を図ります。
	・子育て家庭の経済的負担を軽減するための方法を検討します。
	・要保護家庭、要支援家庭が安定した生活を継続していくため、子ども家庭総合支援拠点を整備します。
	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立できるよう、相談体制や経済的支援の充実を図ります。

分野別施策	施策の内容
2章－2節－1項 子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導やICTを活用した相談体制などにより妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。 ・読書活動が豊かな心の糧になり主体的な学びから学力の向上につながるよう「ブックスタート」等ゼロ歳児からの読書環境づくりを継続します。 ・男性や若い世代を対象とした育児や介護などの学習機会を検討します。 ・DVやストーカー、性犯罪等の暴力を防ぐための環境づくりや被害者支援の取組みを強化します。
2章－2節－2項 乳幼児の保育・教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、早期の待機児童の解消や、保育の質の向上に向けた取組みを推進します。 ・一時預かり保育等多様な教育・保育サービスを確保し、多様化する保育ニーズへ対応し、きめ細かな保育事業を推進します。 ・市内の保育所で働くことに魅力を感じられるように保育士を希望する大学生などの実習を積極的に行い保育士の確保に努めます。 ・子育て家庭への就労支援や、男女が共に協力して家庭内の役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。
2章－2節－3項 学童保育・子どもの遊び場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、子育てに関する情報提供の充実を図ります。 ・放課後等の子どもの居場所となる放課後児童健全育成事業のほか、「子どもの居場所づくり」を推進します。 ・子育て情報の発信や親子を対象とした子育てサロン等の開催により、子育て世帯を支援する体制づくりや育児サークルなどの仲間づくりを推進します。 ・地域の子育てに関わる機関・団体の連携を強化し、子どもや子育て世代を支援する体制のネットワーク化を進めます。
5章－2節－1項 生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施策と連携し、乳幼児健診などにおいて、図書館サービスの読み聞かせを行うことで親子の愛着形成の支援に努めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値 (令和8（2026）年度)
待機児童数	2人	0人
学童保育・子どもの遊び場の充実に対する市民の満足度	46.7%	48.0%

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

訪れたい、住みたいと思えるような地域をつくるためには、都市機能、日常生活サービス機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に活かし、地域に付加価値を持たせることで、魅力的な地域づくりを進める必要があります。

このため、本市においては、公共施設等の維持管理や地域公共交通システムの存続と利便性向上に努めるとともに、廃校等の既存施設を有効活用するなどのストックマネジメントにも取り組むことで、質の高い暮らしのための機能の充実を図ります。あわせて、特色ある地域資源をフル活用し、地域の活性化と魅力向上を図ります。

また、地域において安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を確保するとともに、大規模化する自然災害に対応するための防災・減災対策の強化や地域の交通安全の確保を図るなど、将来にわたって安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

【数値目標】

指標	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
暮らしやすいと思う市民の割合	61.1% (令和2(2020)年度)	65.0%
交流人口	1,072,935人 (令和2(2020)年度)	1,700,000人
地域医療体制の充実に対する市民の満足度	34.8% (令和2(2020)年度)	40.0%

4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

(1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

【基本的方向】

道路や公園、学校施設、上下水道施設など、まちの機能の適正な維持管理を行うとともに、廃校等の既存施設について、民間との連携等も視野に入れた検討を進め、有効活用を図ります。あわせて、まちに活力を生み出し、魅力的な地域にするため、道の駅と商店街の連携などにより、まちなかの賑わい創出を図ります。

また、地域の暮らしに不可欠な地域公共交通サービスの確保・充実等を図るため、阿武隈急行線をはじめとする既存の公共交通機関の維持・確保に努めるとともに、誰もが気軽に外出できる地域公共交通システムの構築を図ります。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
2章－1節－2項 疾病・感染症予防 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな感染症対策の行動マニュアルの作成に取り組みます。 ・角田市医師会等と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症や新たな感染症への対策を進めます。
3章－2節－1項 商店街活性化の支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・商業経営者・商工会・行政が情報交換を緊密に行い、情報の共有化を図るとともに、商店街の活性化に取り組みます。 ・道の駅かくだとの連携により、商店街の賑わいづくりに取り組みます。 ・中央広場等を活用した企画の支援をするなど、街なかの賑わい再生を図ります。 ・スペースタワー・コスモハウスや郷土資料館等の施設及び商工会と連携して、商店街の共通イベントなどの実施により商店街の活性化と連携強化に努めます。
5章－1節－2項 時代の要請に応え る教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む学校施設の補修・改修を計画的に進めるとともに、専門家による施設点検を行い、児童生徒が健康で快適な学校生活を送れるような、安全・安心な環境づくりを進めます。 ・学校給食センターの施設補修や設備の入替等を計画的に進めるとともに、施設の有効活用を図り、安全・安心な学校給食を提供します。
6章－1節－1項 安全・安心な道路 網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国道・県道などの改良の早期完成、特に国道349号は、国の直轄権限代行事業として安全に配慮した道路整備を図るよう、関係機関に要請します。 ・都市計画道路の整備及び街路の維持管理の充実を図り、道路愛護ボランティア活動に対する支援に取り組みます。 ・道路や橋りょうの計画的な維持管理に努め、計画的に維持補修を進めます。
6章－1節－2項 公共交通システム の存続・利便性向 上	<ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈急行線を利用した際の運賃助成やイベント列車の運行により、利用者数の回復を図ります。 ・各種イベント時にシャトルバスを運行するなど、イベント来場者の移動を支援します。 ・デマンド型タクシーの定期的な周知を図り、利用者の確保に努めるとともに、アンケート等により市民の要望を把握し、より多くの市民に利用いただける仕組みをつくります。

分野別施策	施策の内容
6章－1節－2項 公共交通システムの 存続・利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・変わりゆく交通需要に応えるため、スクールバスの活用も視野に入れた検討を行います。 ・経営改善に取り組む阿武隈急行（株）に対し、沿線自治体と協調し経営安定化に資する支援を行います。
6章－2節－1項 快適な居住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した市営住宅の長寿命化に対応した改善をし、質の向上を図るとともに、建替えを計画的に進めます。
6章－2節－2項 憩いの場である公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・未整備の街区公園の整備を進めるとともに、角田中央公園をはじめとする公園施設の適正な維持管理を行います。 ・公園に応じた需要を把握し、多くの市民が求める公園施設として充実を図ります。 ・地域住民と行政の協働により、街区公園の美化活動などを推進します。
6章－2節－3項 上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業は、老朽化した配水管等の施設の更新を進めるとともに、災害対策としての施設の耐震化を行います。また、経営基盤の強化のため、水の安定供給を確保した上で施設の統廃合（解体撤去）を進めるとともに、一部業務の民間委託を検討します。 ・汚水処理に係る下水道事業は、水洗化の普及促進を進めるとともに、老朽化する汚水処理施設の更新及び今後の経費削減につながる施設維持管理方法を検討します。 ・合併処理浄化槽への切り替えのための費用の補助を行います。 ・水道事業は、将来にわたる経営健全化のため、宮城県水道事業広域連携検討会において水道事業の広域連携について検討を行うとともに、庁内共有や広域化に向け水道管路台帳の精緻化の検討を行います。 ・汚水処理に係る下水道事業は、将来にわたる経営健全化のため、県南地域における広域化・共同化検討会において広域化・共同化について検討を行います。 ・宮城県や関係機関と連携を図り、合併処理浄化槽の普及促進を行います。
6章－3節－3項 環境衛生の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・管理不全な空き地や空き家の所有者に対し、適正な管理を指導するとともに、関係各課との連携を図り、空き家問題に取り組みます。
7章－2節－1項 効率的な行政経営 を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ・廃校等の既存施設の利活用の方向性について、地域・行政・民間事業者等が連携して検討することで、地域コミュニティ活動や企業誘致・起業支援の拠点として活用できるよう、環境整備を進めます。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値 (令和8（2026）年度)
商店街の共通イベント等の実施回数	3 回	4 回
小中学校の洋便器率	41.9 %	50.0 %
阿武隈急行線市内4駅の乗降者数	347,164 人	450,000 人
市営住宅の長寿命化改善事業による整備戸数【累計】	0 戸	128 戸
整備された公園の数【累計】	15 カ所	17 カ所
角田中央公園の利用者数	91,629 人	170,000 人
水道有収率	82.0 %	84.3 %
汚水衛生処理率	71.1 %	78.8 %
行政全体に対する満足度	34.0 %	49.5 %

(2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

【基本的方向】

本市には、豊かな自然や農畜産品、観光資源、歴史・文化、スポーツなどの魅力的な地域資源が数多くあることから、これらをフル活用して地域の活性化を図るとともに、本市の魅力を高めます。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
2章－2節－3項 学童保育・子どもの遊び場の充実	・乳幼児期の発達段階に応じて「楽しく体を動かす運動あそび」を継続して提供する「かくだ版アクティブチャイルドプログラム」等を実施することで、元気な子どもの育成を支援します。
3章－1節－1項 安全・安心な農畜産物の生産	・野生鳥獣による農作物被害を防ぐため、農業者が設置する電気柵や箱わなの導入補助を引き続き行うとともに、市内の有害鳥獣駆除組織など関係機関と連携し、鳥獣の捕獲や新たな被害防止策の検討などに取り組みます。
3章－1節－2項 地域農業の推進	・農業、農村が有する多面的機能を適切に維持・発揮するため、意欲ある地域住民が組織する保全隊等により行う、農業や地域生活を支える地域の共有資源である水路や農道の草刈り、維持補修などの共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進します。 ・地域の農業者や関係機関との連携により、グリーンツーリズムなどの体験型交流事業の開催支援に取り組み、農山村地域が持つ魅力の発信と交流人口、関係人口の増加に寄与し、地域経済の好循環を目指します。
3章－3節－1項 地域観光資源のネットワーク化	・観光情報誌やウェブサイト、SNSなど各種メディアを活用した積極的な情報発信により、集客の拡大を図ります。

分野別施策	施策の内容
3章－3節－1項 地域観光資源のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の環境整備を推進し、安全・安心な農畜産物などの地域資源を活かして魅力ある観光の創出に努めます。 ・グリーンツーリズムやサイクルツーリズム、スポーツツーリズムなど体験型観光事業との連携を図ります。 ・仙南圏域市町や四方山観光開発協議会などとの広域連携による観光ルートの整備・推進を図ります。
3章－3節－2項 道の駅かくだの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・高収益作物の出荷量の増加や消費者に支持される商品づくりを実施できるよう指定管理者を支援し、市外から人を呼び込むことで地域経済の活性化を図ります。 ・PR動画やホームページ等の情報ツールを活用し、情報を発信することで、農業などの体験を組み入れたグリーンツーリズムによる体験型観光を推進します。 ・隣接するKスポやスポーツイベントと連携しながら、賑わいの交流ゾーンとしての機能拡充を図ります。 ・各団体と連携したイベントにより、市内各所を循環させ、滞在時間の長期化を図り、地域経済の好循環に寄与します。
5章－2節－2項 歴史・文化資源の保存活用	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化・行事の記録化を進めます。 ・地域における人づくり、地域づくりを担う中核人材を育成し、地域の文化財資源の保存・活用、保存団体の復活支援を図ります。 ・国史跡である梁瀬浦遺跡（北郷）や古代の伊具郡の役所跡とされる角田郡山遺跡（枝野）をはじめとした重要な遺跡の保存と積極的な活用を図ります。 ・「牟宇姫への手紙」や角田城での様子を記録した「内留」など、地域や資料館に残る古文書をはじめとした歴史資料の調査研究を推進し、歴史や文化等に関する市民の関心を高めます。 ・観光担当部署と連携し、地域の文化財を巡るツアーや、公開事業を開催します。 ・各地域に眠る未調査の仏像や古文書等の調査・研究により、新たな文化財の発掘につなげ、市民の関心を高める取組みを検討します。
5章－2節－3項 文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・世代を問わず、市民力を活かした創作活動や発表の場を創出し、市民による様々な文化芸術活動を推進するために、かくだ田園ホールを活用し、多様な文化芸術に触れる機会の創出を図ります。 ・地域の文化芸術団体、企業、学校等と連携した文化芸術活動を支援し、多様な文化活動をつなぐ文化芸術活動のネットワークを構築します。

分野別施策	施策の内容
5章－2節－3項 文化芸術活動の推進	・児童生徒が文化芸術活動に親しむ機会の創出を図るとともに、全国的に変革期を迎える中学生等の文化部活動の実施環境の充実を図られるよう、地域の多様な主体と連携し、持続可能な部活動の環境を整備します。
	・かくだ田園ホールを活用した多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実させるとともに、利用しやすい環境を創出し、地域の芸術家、文化芸術団体、市民等による文化芸術活動での幅広い利用を促進します。
	・小学校・中学校等に質の高い芸術鑑賞等プログラムの提供を図ります。
5章－2節－4項 スポーツによるまちづくり	・スポーツをしていない方々にも新たにスポーツを楽しんでもらえるように、「スポーツが楽しく、さわやかで健康につながる活動であること」や「日常における身体活動（散歩、清掃、家事など）も意識的に体を動かすことでスポーツの一部であること」を広く周知し推進するために、全市民による健康づくりイベント「角田市チャレンジデー」を開催します。
	・ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。特に、元気な子どもを育成し、生涯スポーツを楽しむ基盤づくりのため、乳幼児に「楽しく体を動かす運動あそび」を提供する「かくだ版アクティブチャイルドプログラム」を実施します。さらに、全国的に変革期をむかえている中学校での部活動について地域スポーツと連携し、持続可能なあり方について検討し見直しを図ります。
	・誰もが快適にスポーツに親しむことができるようにKスポ等を有効活用し、さらには、自然と体を動かしたくなる、動かしてしまう環境のあり方を検討します。
	・スポネットかくだ(公益財団法人笹川スポーツ財団との連携事業として取り組んでいる地域スポーツ運営組織で、スポーツ関係団体や大学等で構成)の活動を支援するとともに、関係団体の連携を促進し、スポーツによる地域課題の解決(元気な子どもの育成、健康増進、地域コミュニティの活性化、交流人口の拡大等)を図ります。
	・地域に夢と活力をもたらすスポーツ交流を推進します。特に、Kスポと道の駅かくだを「スポーツ」と「食」を通じて連携することで「健康・子育て・賑わいの拠点」として定着させ、交流人口の拡大と地域の活性化を目指す「かくだ版スポーツツーリズム」を推進します。
6章－1節－3項 河川環境の有効活用	・憩いや交流の場として水辺の景観を積極的に保全活用し、ふるさと角田の景観を守るための地域住民や企業・団体による環境保全活動を支援します。

【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
イノシシによる被害農地面積	10.34 ha	8.00 ha

指標	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
多面的機能支払交付金の交付対象活動組織数【累計】	40 団体	42 団体
観光客の入込客数	1,039,374 人	1,100,000 人
道の駅かくだ売上高	187,275,503 円	244,000,000 円
活動中の無形民俗文化財保存団体数【累計】	8 団体	9 団体
郷土資料館の入館者数	2,207 人	5,500 人
かくだ田園ホールでの文化芸術鑑賞人数	672 人	6,000 人
文化芸術活動の推進に対する市民の満足度	62.8 %	66.4 %
スポーツ実施率	— %	50.0 %
阿武隈川河川敷市民ゴルフ場及びパークゴルフ場の利用者数	35,726 人	40,000 人

(3) 安心して暮らすことができるまちづくり

【基本的方向】

地域住民が将来にわたって、安心して健やかに暮らすことができる地域をつくるため、健康づくりや疾病・感染症・介護予防を推進するほか、持続可能な地域医療体制の構築を図るなど、医療・福祉サービス等の機能の確保に努めます。あわせて、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するなど、デジタル化やオンライン化に対応した利便性の高い暮らしの実現に向けた取組みを進めます。

また、令和元年東日本台風による災害の教訓を踏まえ、浸水被害に対する防災・減災対策を強化するとともに、防災教育の推進や自主防災組織の活性化などの取組みにより地域防災体制を強化し、安全・安心なまちづくりを進めます。あわせて、警察署や消防署をはじめとした関係団体とも連携し、交通安全・防犯対策・火災予防を強化することで、日常生活上の安全の確保を図ります。

さらに、地球温暖化などの環境問題が深刻化する中、環境に配慮したまちづくりが求められていることから、脱炭素社会及び循環型社会の形成に向けた取組みを行うなど、気候変動対策を推進します。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
1章－1節－1項 消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の確保に努めるとともに、処遇の改善や事業所に対する協力要請に取り組みます。 ・小型動力ポンプ付積載車、消火栓、耐震性貯水槽等の施設の適切な維持・整備を促進します。

分野別施策	施策の内容
1章－1節－1項 消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区長等と連携し、消防団員の確保に努めます。 ・角田消防署や角田市婦人防火クラブ連合会等と連携し、火災予防に努めます。
1章－1節－2項 災害に強い防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における情報伝達手段の多重化を進め、防災通信網の確保・整備を図ります。 ・自主防災組織ごと（各行政区）に自発的に行われる防災活動に特化した地区防災計画の策定を推進します。 ・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質対策について、適切な情報を提供するとともに、汚染された廃棄物等の適切な処分に取り組むことにより、市民の不安解消を図ります。 ・庁内関係部署が連携し、角田市防災・減災構想に基づき、浸水被害に対する防災・減災のハード対策を計画的に推進します。 ・自主防災組織、行政区、社会福祉協議会などの関係団体と連携し、地域防災力の向上を推進します。 ・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質対策は、国・県の指導のもと、継続して推進します。
1章－1節－3項 交通安全・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動の積極的展開と交通安全の実践教育を推進します。 ・高齢者が自主的に運転免許証を返納した際の移動手段の支援を図るため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を推進します。 ・角田警察署や防犯協会などと連携し、犯罪を発生させない環境づくりを推進します。 ・角田警察署をはじめ、関係団体と連携し、交通安全・防犯体制の強化を図ります。
2章－1節－1項 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活習慣改善に向け、支援が必要な方に対しては「健康相談」、無関心層など多くの方に対しては「健康教育」を実施します。 ・心の病の早期発見・早期治療のため、気軽に相談できる窓口の周知等を図ります。 ・支援の必要な方を抽出・把握し、保健指導を行うとともに、多くの方へフレイル予防（介護予防）を実施します。 ・庁内関係部署や各団体と連携し、健康づくりの無関心層への働きかけを強化します。
2章－1節－2項 疾病・感染症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）診の受診率向上に向け広報等を活用し、積極的に情報発信します。

分野別施策	施策の内容
2章－1節－3項 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市内への産科医、小児科医、耳鼻科医の招へいを目指し、関係団体等に働きかけを行います。 ・仙南医療圏の拠点医療機関であるみやぎ県南中核病院の機能強化を図ります。
2章－3節－2項 介護予防対策・地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいがづくりや社会参加、生活環境の整備に取り組むため、地域の助け合い、支え合いの体制を強化できるよう、見守りや声かけ等の地域のネットワークづくりを推進します。 ・各地域における課題を把握するとともに、地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた新たな生活支援サービスを創出するため、関係機関による連携体制の強化に取り組みます。 ・多職種間の共通理解を深めるため、研修会等を実施し、課題の共有と連携強化を図り、人材確保・育成に取り組みます。 ・介護予防に関する情報を発信するとともに、相談支援体制の充実を図ります。 ・年齢や心身の状態により分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、定期的に活動するグループ（住民主体の通いの場等）を健康づくりの側面からも支援します。 ・介護サービスを利用するようになった際に、利用者の状況に即した介護サービスを安心して受けられるよう、介護保険事業の健全な運営を図ります。 ・地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの推進における中核的な機関として機能を発揮するため、運営体制や業務内容の見直し等、必要な体制の整備を推進します。 ・医療・介護サービスのみでなく、地域の生活支援サービスを担う事業主体（社会福祉協議会、シルバー人材センター、ボランティア等）や介護予防に関する庁内関係部署が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。 ・認知症高齢者の増加が見込まれるため、医師会や関係機関と連携し、早期に相談支援や適切な医療・介護サービスへとつなげる支援体制づくりを図ります。
2章－3節－5項 安心を支える制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・データヘルス計画を推進し、3大疾病のり患率低減に努めます。 ・特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率向上に努めます。 ・国民健康保険制度の安定運営を目指し、財政調整基金の残高や医療費の推移を見極め保険税率の見直しを図るとともに、収納率の向上に努め、適正に給付します。

分野別施策	施策の内容
5章－1節－1項 学力・心・体の育成	・通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携し、児童生徒の登下校時の安全を確保します。
6章－1節－1項 安全・安心な道路網の整備	・角田市防災・減災構想に基づく浸水被害へのハード対策の推進と安全に配慮した災害に強い幹線道路網の整備を進めます。
6章－1節－3項 河川環境の有効活用	・角田市防災・減災構想に基づく浸水被害へのハード対策の推進のため、国・県管理河川の環境に配慮した改修・整備及び定期的な浚渫などの維持管理を関係機関に要請します。
	・市管理河川の定期的な浚渫など適切な維持管理を実施します。
6章－2節－3項 上下水道の整備	・雨水処理は、家屋の浸水被害が多発する地域を優先的に「角田市防災・減災構想」、「角田市雨水管理総合計画」に基づき、内水対策を行います。
	・大雨時等において、関係機関と情報を共有し、雨水排水対策を行います。
6章－3節－1項 脱炭素社会の形成	・市全体が環境に配慮したまちづくりを進めるため、学校や各地区などにおける環境学習会を開催します。
	・公共施設における照明器具のLED化等、省エネルギー対策を推進します。
	・広報紙やホームページを活用し、省エネ、節電、徒歩や公共交通機関の利用等、COOL CHOICE（地球温暖化対策のための賢い選択）の普及・啓発を行い、地球温暖化対策を推進します。
	・環境に関する出前講座や小学生を対象とした環境学習会を実施し、子ども達の環境問題への関心を高めます。
	・市民の省エネ家電の購入や次世代自動車等、環境に配慮した製品の購入を促進します。
	・農業者の耕畜連携を通じた資源循環型農業を推進することにより、有機農業の里づくりに努めることで、環境にやさしい農業を目指します。
6章－3節－2項 循環型社会の形成	・ごみの分別・ごみの出し方等に関する出前講座を開催します。
	・ごみ分別アプリの普及など、ごみの出し方や分別について啓発を行い、ごみの減量化に関する市民の意識を高めます。
	・家電4品目や小型家電の再資源化が促進され、レアメタル等の資源が有効活用されるように普及啓発を行います。
	・学校等関係機関と連携した環境学習会を開催します。
6章－3節－4項 安心して暮らせる生活環境の整備	・被害者事例や防止策などの情報収集を行い、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供し、被害の未然防止に努めます。
	・消費生活相談員の専門的な知識や技能の習得のため、研修会などへの参加を推進し、相談対応機能の向上に努めます。

分野別施策	施策の内容
6章－3節－4項 安心して暮らせる 生活環境の整備	・法律相談、人権相談、行政相談など身近な生活上の悩みを気軽に相談できる環境の整備に努めます。
	・市民からの相談に対し、問題を早期解決するため、関係機関との連携強化を図ります。
7章－2節－2項 DXによる新しい 行政の確立	・個々の手続・サービスが一貫してオンラインで完結できるよう、マイナンバーカードを利用した電子申請やコンビニ交付の導入を進め、市民の利便性の向上を図ります。
	・交付窓口の臨時開設等によりマイナンバーカードの普及推進を図るとともに、マイナンバーカードの利活用促進のため、マイナポータルを通じて健康保険証として利用するための初期設定を支援します。
	・社会の様々な分野において加速するデジタル化やオンライン化に的確に対応し、市民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るための取組みを推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値 (令和8（2026）年度)
消防団員の充足率	98.0 %	100.0 %
地区防災計画を策定した行政区の数 【累計】	0 地区	45 地区
交通安全教室の参加者数	954 人	2,000 人
健康相談、健康教育の利用者数	4,417 人	4,750 人
胃がん検診受診率	22.8 %	24.0 %
市内産科医・小児科医数【累計】	0 人	1 人
新たに要支援・要介護認定を受ける方の平均年齢	82.5 歳	83.2 歳
介護予防活動応援事業参加者数	－ 人	800 人
安心を支える制度の運用に対する市民の満足度	51.6 %	55.0 %
特定健康診査受診率	38.3 %	45.0 %
角田市防災・減災構想による路線整備の進捗率	0.0 %	70.0 %
雨水整備率	14.6 %	15.2 %
環境に関する出前講座・学習会の参加者数	148 人	420 人
市民一人1日当たりのごみの排出量	919 g	860 g
ごみのリサイクル率	15.0 %	18.0 %

指標	現状値	目標値 (令和8 (2026) 年度)
消費者被害防止等に関する出前講座・ 学習会の参加者数	0 人	60 人
行政手続のオンライン手続数	1 手続	25 手続

基本目標 5 多様な人材の活躍を推進する

人口減少が進行する中、本市が、活力にあふれ、訪れたい、住み続けたいと思える魅力的なまちになるためには、まちづくりの基盤を成す多様な人材の活躍を推進することが重要です。

このため、本市においては、地域の課題について主体的に考え取り組む市民の行動力である「市民力」の醸成を図るとともに、市民をはじめ企業やNPOなどの多様な主体が地域の担い手として積極的に参画できる環境を整えることにより、地域課題の解決と担い手の確保が図られる仕組みづくりに取り組みます。

また、属性を問わず誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会を実現するため、一人ひとりが役割を持ち、つながりを持って支え合う地域づくりに取り組みます。

【数値目標】

指標	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
角田市民であることを誇りに思う市民の割合	— (令和3(2021)年度)	50%
市内のNPO法人数【累計】	6法人 (令和2(2020)年度)	7法人
市民提案型まちづくり事業実施回数【累計】	— (令和3(2021)年度)	5回
地域に相談できる相手や場所が、家族・自宅以外にあると思う市民の割合	— (令和3(2021)年度)	60.0%

5-1 多様なひとびとが活躍できる地域社会の実現

(1) 地域における魅力づくりの担い手の確保

【基本的方向】

地域の担い手として積極的に参画する人材を確保するため、市内外の個人、NPO、企業などの多様な主体も地域に関わる担い手として捉え、あらゆる分野における地域づくりに関する活動を促進するとともに、誰もが気軽にまちづくりに参加できる環境を整えることで、まちづくりへの参画意欲の醸成を図ります。

また、市民をはじめとする多様な主体の連携を創出し、活動をステップアップするための支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、まちづくりを担う人材の育成や発掘に取り組みます。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
4章－1節－1項 住民自治による地 域づくり	・本市に数多く存在する地域資源を活かすため、課題に応じたワークショップを開催することで、女性や若者が気軽にまちづくりに参加できる環境づくりを推進し、地域資源を活かすために市民の英知を結集させ、本市の魅力を再発見するとともに、参加する市民をはじめとする多様な主体の連携を創出し、市民力の醸成及び発揮できる環境づくりを行います。
	・多様な主体による市民活動のステップアップのための支援や活動しやすい環境づくりを行い、活躍の場を広げ、市民活動を促進するため、（仮）市民活動支援センターの設立を進めます。
	・NPO法人や企業等の多様な主体と様々な地域活動を結び付ける仕組みづくりを行うことで、市民だけでなく、多様な主体による地域活動への参画を促します。
	・市民からの提案による多様な主体が連携して実施するまちづくり事業の募集を行い、市民から提案のあった事業案をより完成度の高いものに仕上げることで、より実効性のある事業に育て、当該事業に対し、市が費用の一部を補助し、事業の実現を推進します。
5章－2節－1項 生涯学習の充実	・「誰しものが先生であり生徒」というコンセプトに基づき、角田市内の全域をキャンパスとして多様な対話やつながりへのきっかけづくりを行う「かく大學」を通じて、市民の自由な学びの場を創出し、地域課題の解決や地域の活性化に向けた市民による主体的な活動を支援します。
7章－1節－2項 広聴活動の推進	・市民の市政参加の重要な機会として、行政と市民との意見交換を行う「まちづくりカフェ」や「若者会議」などを実施します。
	・市政全般にわたる意見や要望などについて、より広い市民の声を市政に反映できるよう、直通便やメールによる「市政への提言」事業を実施します。
	・各種計画の策定や規則の制定に当たり、市民の意見や提言などを的確に把握し、事業や計画に反映させるため、インターネットなどを利用したパブリックコメントを実施します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値 (令和8（2026）年度)
（仮）市民活動支援センターでの支援 件数	－ 件	100 件
市民センター利用者数	20,672 人	44,500 人
「まちづくりカフェ」や「若者会議」 などの実施回数	0 回	6 回

(2) 地域共生社会の実現

【基本的方向】

地域コミュニティの維持・強化の観点から、地域生活における様々な課題・困りごとを把握するための仕組みづくりに取り組むとともに、多様な主体が分野を超えて横断的な連携を図りながら、地域課題等の解決に向けて取り組むことで、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する地域共生社会の実現を目指します。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
2章－3節－1項 地域福祉活動の支援	・福祉施策における分野別計画の上位計画として「地域福祉計画」を改定し、分野を超えた横断的な連携を図ることにより、各種施策の課題等を把握し、適切な進行管理を行うことで、地域共生社会の実現に向けた体制整備を推進します。
	・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、シルバー人材センター、自治センター等の関係機関・団体との連携により、様々な問題・困りごとを把握し、地域の課題等を解決し、地域で支え合うシステムの構築を推進するとともに、医療・介護・生活支援のサービスを一体的に提供できる総合相談機能の充実を図ります。
4章－1節－1項 住民自治による地域づくり	・自治センターを地域づくりの拠点として位置づけ、支え合いによる持続可能な地域づくりを実現するために、地域を見つめ直し、地域のあり方等についての話し合いを進めます。
	・市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、地域づくりに関する市民と行政の話し合いを進めます。
	・制度や行政分野を超えた横断的な連携を図り、市民一人ひとりのより良い暮らしと生きがいのある地域づくりを実現するため、地域生活における様々な課題・困りごとを把握するための仕組みづくりに取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
地域づくりに関する住民向け研修会の参加者数	124 人	270 人

5-2 誰もが活躍する地域社会の推進

(1) 誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現

【基本的方向】

女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍する地域社会の実現に向けて、地域福祉、疾病・介護予防、健康増進、まちづくりなど、あらゆる施策を分野横断的、総合的に活用し、就労や社会参加、学習機会などの多様な支援を行い、生きがいを感じながら暮らすことができる地域づくりを進めます。

【具体的な施策】

分野別施策	施策の内容
2章－3節－3項 高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが役割を持ち、その活動のために気軽に出かけられる移動手段の確保や居場所づくりの支援を行います。 ・高齢者の生きがいを推進するため、シルバー人材センターの支援を行います。 ・働く意欲のある高齢者のニーズに対応するため、シルバー人材センターと連携します。
2章－3節－4項 障害者（児）福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害についてのさらなる理解の促進や設備の充実など、生活支援体制の整備により、誰もが多様性を認め、お互いを尊重し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。 ・障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターを整備するとともに、利用を推進します。 ・事業所、関係機関、仙南地域自立支援協議会と連携し、障害福祉サービスの提供と当事者及び家族の安全につながる適切な相談支援体制の整備に努めます。
2章－3節－5項 安心を支える制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な困窮等、市民の生活安定の危機に対し、福祉施策や年金、生活困窮者自立支援事業等による支援、生活保護制度の適用を行うとともに、働く意欲と能力のある人への就労支援を行います。 ・地域住民や民生委員等との連携により、生活困窮者等に関する情報の収集に努めます。
4章－1節－2項 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の構成員の半数を占める女性の意思及び意見を公正に反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。 ・あらゆる世代の人々が、多様性を認め合い、身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性について認識を深めることができるよう、各種団体等と連携し、幅広い普及啓発活動を実施します。 ・家庭生活や学校生活を通して、家事や普段の生活においても意識の醸成を図り、男女共同参画の実現が若い世代から浸透できるよう普及啓発活動を推進します。 ・様々なテーマの講座やワークショップを継続的に実施することで、家庭や企業等における男女共同参画意識の醸成を図り、まちづくりや社会における様々な場面での女性の活躍できる環境づくりを推進します。 ・多様性を認め合い、広く人材を活用する「ダイバーシティ」の視点について、庁内だけでなく、企業や団体とも共有できるよう普及啓発活動を推進します。
4章－2節－1項 継続的なつながりの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生意識の向上を図るとともに、多様な文化の理解を進めるため、国際交流・国内交流の充実を図ります。
5章－1節－1項 学力・心・体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒が安心して共に学べる環境づくりを推進します。

分野別施策	施策の内容
5章－2節－1項 生涯学習の充実	・教養、防災、環境、子育て等の講座やワークショップ等を通じ、知識や教養を身につけ、高齢者の生涯学習の推進、女性の活躍の場を広げる機会を創出します。
	・ICTの進展に対応し、市民の主体的な学習活動を支援するため、デジタル環境の整備を図ります。
	・生涯にわたる読書習慣の形成のため、利用しやすい図書館としての環境整備を図り、若い世代にも対応した資料の収集と適正な所蔵に努め、学習機会の提供を図ります。
	・図書館と学校教育機関との連携に努め、子どもの読書活動を推進するための読書環境の充実を図り、多様で豊かな学習機会を提供します。

【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値 (令和8（2026）年度)
シルバー人材センター会員数	453 人	500 人
障害福祉サービス相談支援事業の利用者数	250 人	290 人
地域活動支援センターの利用者数	－ 人	20 人
安心を支える制度の運用に対する市民の満足度	51.6 %	55.0 %
審議会などへの女性委員の登用率	22.4 %	33.0 %
角田市役所の管理職に占める女性の割合	24.1 %	30.0 %
市民センター利用者数	20,672 人	44,500 人
図書館における一人当たり個人貸出数	4.0 点	4.6 点